

監査公表第 680 号

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第 10 項に規定する意見を決定しましたので、次のとおり公表します。

平成 25 年 3 月 29 日

京都市監査委員 富 喜久夫

同 谷 口 弘 昌

同 西 村 京 三

同 海 沼 芳 晴

平成 24 年度

行政監査結果報告

平成 25 年 3 月

京都市監査委員

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査のテーマ及び選定理由	1
(1) テーマ	1
(2) 選定理由	1
2 監査の目的及び着眼点	1
(1) 目的	1
(2) 着眼点	1
3 監査の対象	1
(1) 監査対象局等	1
(2) 監査対象の随意契約	2
(3) 監査の対象年度	2
(4) 監査の実施期間	2
4 監査の実施方法	2
(1) 全庁調査	2
(2) 抽出調査	2
(3) 実地調査	4
(4) 他都市調査	4
第2 随意契約の概要	4
1 随意契約	4
2 プロポーザル方式	5
3 契約の種類による区分	5
(1) 長期継続契約	5
(2) 単価契約	5
(3) 年間契約	6
4 見積書の徴収	6
5 オープンカウンター	6
6 随意契約に関する報告及び公表	6
第3 監査の結果	7
1 500万円以上の随意契約	7
(1) 契約決定に係る手続について	7
ア 事前協議	7
(2) 契約の理由について	7
ア 適用区分	7

イ	製造開発	8
ウ	過年度実績	8
エ	契約に係る調査確認	9
オ	契約に係る権利確認	11
(3)	契約の内容について	12
ア	同一内容の契約	12
イ	契約期間	13
ウ	総額評価	13
エ	分離調達	14
オ	再委託	15
カ	予定価格	16
キ	価格交渉	17
ク	積算	19
ケ	履行確認	20
(4)	プロポーザル方式による契約	20
ア	共通ルール	20
イ	周知期間	21
ウ	選定に係る専門家等の参画	22
エ	選定基準	23
オ	公表	23
2	50万円以下の随意契約	24
(1)	見積書	24
(2)	見積り合わせ	25
(3)	各課等における単価契約	26
(4)	単価契約物品集中購買制度	27
(5)	オープンカウンター	29
ア	利用状況	29
イ	見積書の徴収	30
3	事務の実施方法	31
(1)	マニュアル	31
(2)	研修	33
(3)	全庁的な状況把握	34
(4)	定期点検	35
第4	意見	36
1	定期的な点検の実施について	36
(1)	事前協議	37
(2)	適用区分	37
(3)	製造開発	37
(4)	過年度実績	37
(5)	調査確認	37
(6)	権利確認	37
(7)	同一内容の契約	38

(8) 契約期間.....	38
(9) 総額評価.....	38
(10) 分離調達.....	38
(11) 再委託.....	38
(12) 予定価格.....	38
(13) 価格交渉.....	38
(14) 積算.....	38
(15) 履行確認.....	39
2 コンペ又はプロポーザル方式の基準の設定.....	39
3 50万円以下の随意契約の取扱いの合理化について.....	39
(1) 見積書.....	39
(2) 見積り合わせ.....	39
(3) 各課等における単価契約.....	39
(4) 単価契約物品集中購買制度.....	40
(5) オープンカウンター.....	40
4 研修及びマニュアルの改善について.....	40
(1) マニュアル.....	40
(2) 研修.....	40

資料1 全庁調査の集計結果

資料2 抽出調査の集計結果

資料3 平成23年度財務会計システム等の集計結果

表記に関する注意事項

注 文中及び表中に用いる比率は、小数点以下第2位を四捨五入した。そのため、構成比については、総計と内訳の計とが一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1 監査のテーマ及び選定理由

(1) テーマ

随意契約について

(2) 選定理由

各局等で行う随意契約については、定期監査において全庁的に共通して繰り返し問題点を指摘し、市長等に措置を求める状況が続いている。

また、契約事務については、平成21年度に、効率化を目的として、専決権限が課長等に大幅に委譲され、併せて、少額の随意契約であっても、原則として複数の者から見積書を徴することとなった。その後、平成23年2月に、必要な見積書の数が見直されるとともにオープンカウンター方式による公募型の見積り合わせが導入され、2年が経過したところである。

このような状況の下、本市の随意契約について、より一層の適切な在り方を検証するためテーマとして選定した。

2 監査の目的及び着眼点

(1) 目的

本市における随意契約に関する状況を把握し、定期的な点検をはじめ、プロポーザル方式に係る基準の設定、少額随意契約に係る取扱いの合理化、各種研修及びマニュアルの改善の可能性について、適正性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査し、より一層の公正性及び透明性の確保並びに合理的な制度運営の実現に資することを目的とする。

(2) 着眼点

都市監査基準第22条の別項第4 行政監査の着眼点を参考に、次に掲げる着眼点について監査を実施した。

ア 事務は適正に実施されているか。

イ 経済性、効率性及び有効性が検討されているか。

ウ 定期的な事務の点検及び制度の見直しが実施されているか。

3 監査の対象

(1) 監査対象局等

環境政策局、行財政局、総合企画局、文化市民局、産業観光局、保健福祉局、都

市計画局，建設局，会計室，各区役所及び区役所支所，消防局，交通局，上下水道局，市会事務局，教育委員会，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局並びに監査事務局

(2) 監査対象の随意契約

(1)の各局等（ただし，教育委員会は学校等を除く。）において締結された物品等の調達に係る随意契約のうち，次に掲げるもの

ア 平成 23 年度に締結した契約で，契約金額（税込額）が 500 万円以上のもの

イ 平成 24 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に締結した少額随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号又は地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号の規定による契約をいう。）で，契約金額（税込額）が 50 万円以下のもの

(3) 監査の対象年度

平成 23 年度及び平成 24 年度（必要に応じて他の期間も対象とした。）

(4) 監査の実施期間

平成 24 年 7 月から平成 25 年 3 月まで

4 監査の実施方法

監査は，次の(1)から(4)までの方法により実施した。

(1) 全庁調査

ア 上記の監査対象局の課等（318 課等）に対し，随意契約に関する調査を行った。

イ 行財政局総務部総務事務センター（以下「総務事務センター」という。）から，総務事務センターが所管する財務会計システムに登録された平成 23 年度における契約に係るデータの提出を受けた。

(2) 抽出調査

上記(1)の全庁調査の結果を踏まえ，契約の種類ごとに金額の高い契約を締結した課等を中心として，次の表に掲げる 39 課等，57 契約を抽出し，調査を実施した。

環境政策局	地球温暖化対策室 循環型社会推進部 適正処理施設部	まち美化推進課 施設管理課，南部クリーンセンター，東北部クリーンセンター，埋立事業管理事務所
-------	---------------------------------	---

行財政局	総務部 人事部 税務部	総務事務センター，歴史資料館 給与安全衛生課 資産税課，納税推進課
総合企画局	市民協働政策推進室 情報化推進室	
文化市民局	文化芸術都市推進室	文化財保護課，元離宮二条城事務所
産業観光局	商工部 観光M I C E 推進室 農林振興室	産業政策課，商業振興課，伝統産業課 北部農業振興センター，東部農業振興センター
保健福祉局	障害保健福祉推進室 生活福祉部 長寿社会部 保健衛生推進室	身体障害者リハビリテーションセンター 地域福祉課，保険年金課 長寿福祉課 保健医療課
都市計画局	住宅室	住宅政策課
建設局	水と緑環境部 都市整備部	北部みどり管理事務所 市街地整備課
消防局	総務部 安全救急部	人事課 市民安全課
交通局	企画総務部 自動車部	財務課 営業課，運輸課
上下水道局	下水道部	鳥羽水環境保全センター
教育委員会事務局	指導部 生涯学習部 野外活動施設花背山の家	生徒指導課

(3) 実地調査

上記(2)の抽出調査のほか、総務事務センター及び行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）並びに総合企画局情報化推進室等に対し、必要な実地調査を行った。

(4) 他都市調査

本市以外の19政令指定都市(以下「政令市」という。)に対し、定期点検、プロポーザル方式に係る基準の設定、少額随意契約に係る取扱いの合理化等の状況について、調査を行った。

第2 随意契約の概要

1 随意契約

随意契約は、地方公共団体が契約の相手方を選定するに当たり、任意に特定の者を選んで契約を締結する方式である。

政令では、随意契約によることができる場合を次のとおり定めている（地方自治法施行令第167条の2第1項各号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号）。

第1号	売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額（注）を超えないものをするとき。 （注）京都市契約事務規則で定める額（令別表第5の額と同額） ① 工事又は製造の請負 250万円 ④ 財産の売払い 50万円 ② 財産の買入れ 160万円 ⑤ 物件の貸付け 30万円 ③ 物件の借入れ 80万円 ⑥ その他の契約 100万円
第2号	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
第3号	障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設等が製作した物品を買い入れる契約、又は同施設等から役務の提供を受ける契約をするとき。

第4号	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、買い入れる契約をするとき。
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
第9号	落札者が契約を締結しないとき。

なお、特定の者でしか供給できない特殊な物品を調達するような場合を除き、少額を理由として随意契約を行う場合は、できる限り競争の原理を採り入れるべきことから、複数の者から見積書を徴する「見積り合わせ」という方法によることとされている。

2 プロポーザル方式

プロポーザル方式とは、一般的には、複数の事業者から企画提案や技術提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者と契約するという、契約の相手方を選定する方式のことをいう。地方自治法その他の法令に具体的な規定のある方式ではないため、当該方式による契約は、随意契約に該当する。

3 契約の種類による区分

(1) 長期継続契約

電気、ガス、水の供給、電気通信の役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約のほか、京都市長期継続契約に関する条例で定める契約については、翌年度以降長期にわたり契約を締結することができる。

契約期間としては、原則5年以内とされている。

(2) 単価契約

物品又は役務の給付について、その規格及び単価だけを決定し、金額は、その給付の実績により確定することを内容とする契約である。契約は、あくまで数量を確定した総価により行うことが基本であるが、その物品等の性質上、あらかじめ数量を確定できない場合等は、単価契約によることとされている。

この中で、封筒、コピー用紙その他の全庁的に共通して購入する物品について、労力及び時間の軽減、帳票類の削減並びに経費（単価）の削減の観点から、総務事務センターが契約を行う単価契約物品集中購買制度を導入している。

(3) 年間契約

間断のない調達を要する清掃業務のような、年間を通じて調達が必要な物件は、新年度の4月1日付けで契約を締結する必要があり、このような契約を年間契約と呼んでいる。

4 見積書の徴収

京都市契約事務規則第27条では、課等で随意契約により契約を行う場合は、2人以上の者から見積書を徴さなければならず、10万円以下の場合はこの例外となっている。しかし、より競争性を高めるため、10万円を超える場合は可能な限り3人以上の者から、10万円以下の場合には可能な限り2人以上の者から徴収することとされている。

ただし、1万円以下の場合については、事業者から見積書が期限までに提出されない等により事務に支障が生じている場合や、既に当該年度内に徴収している見積書やカタログ等で価格比較を行い価格の多寡が明らかになっている場合については、2人以上の者から見積書を徴収することを要しないものとしている（平成21年10月13日付け財政担当局長通知及び平成23年1月25日付け財政担当局長通知）。

5 オープンカウンター

オープンカウンターとは、物品等の調達の見積り合わせにおいて、見積りの相手方を特定せず、見積り合わせへの参加を希望する事業者から見積書を徴収するため、インターネットを利用するなどして広く調達情報を提供する方式をいう（本市においては、特に指定がない限り、市内中小企業を対象としている。）。平成23年2月15日から、契約課ホームページ「京都市入札情報館」内に「見積り合わせ（オープンカウンター）」のコーナーを設けている。

6 随意契約に関する報告及び公表

契約課は、各局に対して、次の締結済みの随意契約案件について、半年ごとに契約課への報告書の提出を求めている。

(1) 契約金額が500万円以上の物品等の調達

(2) 契約金額が250万円を超える工事請負及び測量、設計等

当該報告書には、契約の相手方、契約金額、随意契約の理由等が記載されており、

その内容は、契約課のホームページで公表している（京都市契約の過程等の公表に関する要綱）。

第3 監査の結果

1 500万円以上の随意契約

(1) 契約決定に係る手続について

ア 事前協議

(ア) 調査の結果

a 抽出調査

次の表のとおり、各課等において契約を行う場合に、随意契約の方法によることや、相手方の選定方法等について、局等と事前協議を行っていないと回答があった割合が、24.6%であった。

(単位：%)

事前協議	割合
行った	75.4
行っていない	24.6

b 実地調査

京都市情報システム利用指針においては、システムを主管する課長等は、調達関係書類を作成し、仕様、経費、調達方法等について、高度情報化推進統括者の事前審査を受けたうえで、受託者を選定し、契約を行うこととされていた（良好事例）。

(イ) 改善の方向性

随意契約については例外的な方法であるため、安易に随意契約を継続することがないように、随意契約の実施の是非や具体的な契約方法等について、局等と事前協議を行う仕組みを構築する必要がある。

(2) 契約の理由について

ア 適用区分

(ア) 調査の結果

a 全庁調査

決定書等に記載された随意契約理由について、京都市物品等の調達に係る

随意契約ガイドライン（以下「随意契約ガイドライン」という。）上の区分に該当するか否かが不明確な事例があった。

b 抽出調査

次のとおり、契約決定の際に随意契約ガイドライン上の区分を記載していたものがあった（良好事例）。

- (a) 契約決定書に記載していたもの
- (b) 随意契約理由書に記入欄を設け、契約決定書に添付していたもの
- (c) 財務会計システム上の「随契理由」欄に入力していたもの

(イ) 改善の方向性

随意契約の理由が不明確なものについては、随意契約とする客観的妥当性が判断できないため、随意契約を行う理由、その根拠となる法令及び相手方を選定した理由を決定書に明記する必要がある。また、随意契約ガイドライン上の区分についても記載することを検討する必要がある。

イ 製造開発

(ア) 調査の結果

a 抽出調査

次の表のとおり、製造者又は開発者にしか履行できないことを理由に、特定の1者しか履行できないとして、当該者と随意契約をしていると回答があった割合が、22.8%であった。

(単位：%)

製造開発を理由とした1者随意契約	割合
している	22.8
していない	77.2

(イ) 改善の方向性

製造者又は開発者を理由に、特定の1者しか履行できないとして随意契約を行っているものについては、継続して契約する可能性が高いことから、競争による経済性、公正性が確保できていないおそれがあるため、定期的に契約内容を点検し、競争的手法の導入を検討する必要がある。

ウ 過年度実績

(ア) 調査の結果

a 抽出調査

次の表のとおり，過年度にプロポーザル等で決定した相手方と，その実績を理由に，特定の1者しか履行できないとして随意契約をしていると回答があった割合が，36.8%であった。

(単位：%)

過年度実績を理由とした1者随意契約	割合
している	36.8
していない	63.2

(イ) 改善の方向性

過年度実績だけでは特定の1者でしか履行できない理由にはならず，過年度実績を理由に，特定の1者しか履行できないとして随意契約を行っているものについては，随意契約の妥当性が客観的に判断できないため，競争的手法を導入する必要がある。

エ 契約に係る調査確認

(ア) 調査の結果

a 全庁調査

次の表のとおり，2号随意契約のうち，プロポーザル等を実施していないと回答があった割合が，本市外郭団体又は本市が関与する団体等を相手方とするものが，95.2%と一番高かった。

(単位：件，%)

契約の相手方の区分	件数	うちプロポーザル等を実施していない	
		件数	割合
本市外郭団体	76	72	95.2
本市が関与する団体等	70	67	
営利を目的とする法人又は個人	347	266	76.7
その他(本市が関与しない公益法人, NPO等)	126	118	93.7
合計	619	523	84.5

b 抽出調査

(a) 次の表のとおり，特定の1者しか履行できないことを理由としているもののうち，同業他社があるか把握していないと回答があった割合が，52.4%であった。

(単位：%)

同業他社	割合
把握している	47.6
把握していない	52.4

- (b) 次の表のとおり、特定の1者しか履行できないことを理由としているもののうち、他に履行可能な者がいないか確認していないと回答があった割合が、35.7%であった。

(単位：%)

他に履行可能な者	割合
確認している	64.3
確認していない	35.7

- (c) 次の表のとおり、特定の1者しか履行できないことを理由としているもののうち、他の類似の方法を用いて履行可能な者がいないか確認していないと回答があった割合が、61.9%であった。

(単位：%)

他の類似の方法の有無	割合
確認している	38.1
確認していない	61.9

- (d) 次の表のとおり、競争的手法の導入の可否について、他都市照会、他の複数の事業者への直接の依頼又はホームページへの掲載等により調査し、又は確認したことがあると回答があった割合が32.7%で、さらに定期的に確認していると回答があった割合が17.5%であった（良好事例）。

(単位：%)

競争的手法の導入の可否の確認	割合
いずれかの方法で行っている	32.7
行っていない	67.3

(単位：%)

競争的手法の導入の可否の定期的な確認	割合
いずれかの方法で行っている	17.5
行っていない	82.5

c 実地調査

京都市情報システム利用指針においては、企画段階において、実現方法や経費（初期経費及び運用保守経費の総額）などについて、取引のある特定の

事業者だけでなく、インターネットなどを活用して広く全国の事業者から情報提供を受けることとしており、「情報システムに関する情報提供依頼（RFI）実施ガイドライン」に具体的な実施方法を定めていた（良好事例）。

(イ) 改善の方向性

- a 特定の1者しか履行できないとして随意契約を行っているものについては、競争性の確保が困難であること、また手続や契約条件が恣意的になり公正性を欠くおそれがあるため、特定の1者しか履行できない理由を明らかにするとともに、同業他社に確認するなど、現在の相手方以外に履行可能な者がいないことを客観的に確認する必要がある。
- b 確認に当たっては、他の事業者の参入を図るため、現在の契約と同一の内容、方法によることに限らず、他の類似の方法を用いることも含めて検討するとともに、取引のある事業者だけでなく広く情報を収集する必要がある。
- c 特に、本市外郭団体又は本市が関与する団体等を相手方として1者随意契約を行っているものについては、契約内容を点検し、競争的手法の導入を検討する必要がある。

オ 契約に係る権利確認

(ア) 調査の結果

a 抽出調査

(a) 次の表のとおり、特許権、著作権その他の排他的権利の使用を理由としているもののうち、権利の対象を具体的に確認していないと回答があった割合が、64.3%であった。

(単位：%)

排他的権利		割合	該当する権利がないを 除いた割合
該当する権利がある	確認している	8.8	35.7
	確認していない	15.8	64.3
該当する権利がない		75.4	
合計		100.0	100.0

(b) 次の表のとおり、成果物や業務マニュアルなどの権利やデータがあるもののうち、全ての帰属先について、契約書などで明確にしていないと回答があった割合が、45.5%であった。

(単位：%)

成果物等の帰属先		割合	該当する成果物等がないを除いた割合
該当する成果物等がある	明確にしている	31.6	54.5
	明確にしていない	26.3	45.5
該当する成果物等がない		42.1	
合計		100.0	100.0

(イ) 改善の方向性

- a 特許権、著作権その他の排他的権利の対象を具体的に確認していないものについては、1者随意契約とする客観的妥当性の確認が不十分であるため、排他的権利の対象を確認する必要がある。
- b 成果物や業務マニュアルなどに著作権等の権利が発生するものについては、これらの権利を相手方に帰属させると、後続する契約において当該相手方と随意契約しなければならなくなるため、競争的手法が可能となるよう本市に帰属させるよう契約書に明記する必要がある。

(3) 契約の内容について

ア 同一内容の契約

(ア) 調査の結果

a 全庁調査

- (a) 調査対象の契約714件のうち、過去3年間、同一の相手方と同一金額で契約していた事例が43件あった。
- (b) 次の表のとおり、平成24年度も同一の相手方と同一内容で契約していると回答があった割合が、49.2%であった。

(単位：件，%)

平成24年度契約状況		件数	割合
随意契約・同一内容	同一相手方	351	49.2
	他の相手方	15	2.1
随意契約・契約内容変更	同一相手方	112	15.7
	他の相手方	9	1.3
競争入札	同一相手方	15	2.1
	他の相手方	13	1.8
23年度で終了		146	20.4
その他		53	7.4
合計		714	100.0

(イ) 改善の方向性

同一の相手方と長期にわたり同一金額で契約しているものについては、競争による経済性、公正性が確保できていないおそれがあるため、定期的に契約内容を点検し、競争的手法を導入する必要がある。

イ 契約期間

(ア) 調査の結果

a 抽出調査

次の表のとおり、契約期間を単年度の随意契約としているもののうち、長期継続契約が可能であると回答があった割合が14.6%であり、長期継続契約が可能であるか検討していないと回答があった割合が16.7%であった。

(単位:%)

契約期間	長期契約が可能である	検討していない	長期契約が可能でない	合計
単年度の随意契約	14.6	16.7	68.8	100.1
毎年度プロポーザル等を実施	0	25.0	75.0	100.0
長期継続契約	100.0	0	0	100.0
複数年契約	0	0	0	0
その他	100.0	0	0	100.0

b 他都市調査

大阪市では、大阪市業務委託契約事務ガイドラインにおいて、従来複数年契約が適しているにもかかわらず単年度契約としていたもの（機械警備、庁舎管理、施設管理、医事事務）について、平成18年度契約から長期継続契約の導入を図っていた（良好事例）。

(イ) 改善の方向性

制度上長期継続契約が可能でありながら単年度の契約を繰り返しているものは、長期継続契約とする必要がある。また、長期継続契約が可能であるか検討していないものについては、複数年契約により契約金額の減額や事務の効率性の向上につながる可能性があるため、長期継続契約の締結について検討する必要がある。

ウ 総額評価

(ア) 調査の結果

a 抽出調査

- (a) 次の表のとおり，当該事業者を相手方として決定した年度に，2年目以降の費用について評価等をしていないと回答があった割合が，63.2%であった。

(単位：%)

2年目以降の費用	割合
評価等をした	36.8
評価等をしていない	63.2

- (b) 次の表のとおり，製造者又は開発者にしか履行できないことを理由としているもののうち，当該事業者を相手方として決定した年度に，2年目以降の費用について評価等をしていないと回答があった割合が，76.9%であった。

(単位：%)

2年目以降の費用	割合
評価等をした	23.1
評価等をしていない	76.9

(イ) 改善の方向性

- a 複数年度の実施を見込むものや翌年度以降の保守管理が想定される契約については，経費節減の観点から初期費用だけでなく2年目以降の保守管理経費等を含めた総額で評価する契約手法について検討する必要がある。
- b 特に，製造者又は開発者にしか履行できないことを理由としているものについては，継続して契約する可能性が高いことから，より厳正に行う必要がある。

エ 分離調達

(ア) 調査の結果

a 全庁調査

次の表のとおり，施設管理運営・清掃に係る契約を内容とするもののうち，本市外郭団体又は本市が関与する団体等を相手方とすると回答があった割合が，55.0%と一番高かった。

(単位：%)

契約内容	割合			合計
	営利を目的とする法人又は個人	本市外郭団体又は本市が関与する団体等	その他	
施設管理運営・清掃	27.5	55.0	17.5	100.0
物品購入・賃貸借	100.0	0.0	0.0	100.0
設備保守管理	92.1	7.1	0.8	100.0
システム開発・運用	93.9	3.0	3.0	99.9
受付・データ入出力	78.9	15.8	5.3	100.0
医療・福祉・健康増進	4.3	21.7	73.9	99.9
広報・印刷物	81.0	4.8	14.3	100.1
調査・研究・分析	44.4	50.0	5.6	100.0
事業の企画運営	25.0	51.4	23.6	100.0
その他の業務の委託	51.7	25.0	23.3	100.0
その他	100.0	0.0	0.0	100.0

b 抽出調査

次の表のとおり、契約内容の分離を検討していないと回答があった割合が、86.0%であった。

(単位：%)

契約内容の分離	割合
検討している	14.0
検討していない	86.0

c 実地調査

京都市情報システム利用指針においては、仕様のブラックボックス化及び事業者の囲い込みを防ぎ、調達の実効性を向上させることを目的として、分離調達（開発及び保守、機器調達、機器保守といった単位に分けて調達を行うこと。）を促進していた（良好事例）。

(i) 改善の方向性

a 契約内容に競争性のある部分を含むか否かを確認していないものについては、業務内容を精査し、分離して競争的手法による契約が可能か検討する必要がある。

b 特に、本市外郭団体又は本市が関与する団体等を相手方として、施設管理運営・清掃等必ずしも高度な専門性が要求されない業務を含む契約を行っているものについては、より厳正に行う必要がある。

オ 再委託

(ア) 調査の結果

a 全庁調査

次の表のとおり、再委託をしているもののうち、契約金額に占める再委託金額の割合が70%を超えると回答があった割合が、27.4%であった。

(単位：件，%)

契約金額に対する再委託金額の割合		件数	割合	再委託していないを除いた割合
再委託している	70%超	20	2.8	27.4
	70%以下	53	7.4	72.6
再委託していない		641	89.8	
合計		714	100.0	100.0

b 抽出調査

次の表のとおり、再委託をしているもののうち、再委託先の選定方法を把握していないと回答があった割合が、15.4%であった。

(単位：%)

再委託先等の把握		割合	再委託していないを除いた割合
再委託している	競争的な手法で選定	8.9	38.5
	非競争的な手法で選定	8.9	38.5
	実施可能な全ての団体等を選定	1.8	7.7
	把握していない	3.6	15.4
再委託していない		76.8	
合計		100.0	100.1

(イ) 改善の方向性

a 特定の1者しか履行できないとして随意契約を行っているもので、業務の大半を別の事業者にも再委託しているものについては、契約理由との整合性を欠くおそれがあるため、再委託部分の元契約からの分離の可能性及び当該部分への競争的手法の導入を検討する必要がある。

b 再委託先等を把握していないものについては、再委託の必要性の有無を客観的に判断することができないため、再委託先の履行能力等について把握する必要がある。

カ 予定価格

(ア) 調査の結果

a 全庁調査

次の表のとおり，予定価格を定めていないと回答があった割合が，31.1%であった。

(単位：件，%)

契約の相手方の区分	件数	うち予定価格を定めていないもの	
		件数	割合
営利を目的とする法人又は個人	436	107	24.5
本市外郭団体	81	31	38.3
本市が関与する団体等	71	24	33.8
その他（本市が関与しない公益法人，NPO等）	126	60	47.6
合計	714	222	31.1

(イ) 改善の方向性

予定価格については，京都市契約事務規則において取引の実例価格，需給の状況等を考慮して定めなければならないとされているため，設定していないものについては，予定価格を設定する必要がある。

キ 価格交渉

(ア) 調査の結果

a 全庁調査

(a) 次の表のとおり，価格交渉をしていない又は記録がないと回答があった割合が，51.7%であった。

(単位：件，%)

価格交渉	件数	割合
している	345	48.3
していない又は記録がない	369	51.7

(b) 次の表のとおり，相手方が本市外郭団体又は本市が関与する団体等であるもののうち，価格交渉をしていない又は記録がないと回答があった割合が，62.5%であった。

(単位：件，%)

契約の相手方の区分	件数	うち価格交渉をしていない 又は記録がないもの	
		件数	割合
本市外郭団体	81	46	62.5
本市が関与する団体等	71	49	
営利を目的とする法人又は個人	436	180	41.3
その他（本市が関与しない公益法人，NPO等）	126	94	74.6
合計	714	369	51.7

(c) 次の表のとおり，価格交渉をしていない又は記録がないと回答し，かつ，予定価格に対する契約金額の割合が100%又は100%超であると回答があった割合が，23.0%であった。

(単位：件，%)

予定価格に対する契約金額の割合	価格交渉をしている	割合	していない又は記録がない	割合
100%超	1	0.1	4	23.0
100%	93	13.0	160	
95%以上100%未満	119	16.7	47	6.6
90%以上95%未満	30	4.2	10	1.4
85%以上90%未満	3	0.4	3	0.4
80%以上85%未満	4	0.6	6	0.8
80%未満	4	0.6	8	1.1
予定価格を定めていない	91	12.7	131	18.3
小計	345	48.3	369	51.6
合計	714 (99.9)			

(イ) 改善の方向性

- a 価格交渉をしていない又は記録がないもので予定価格と同額で契約しているものについては，契約金額の妥当性について客観的に判断することができないため，契約内容を精査し不当に高額で契約することがないよう，価格交渉を行う必要がある。
- b 特に，本市外郭団体又は本市が関与する団体等にあつては，その比率が高いため，より厳正に行う必要がある。
- c 価格交渉をしているものでその経過の記録を残していないものは，契約金額の妥当性の検証や，価格交渉により得た知識，経験等を継承することが困難となるため，契約の決定書に当該記録を添付するなどして保存しておく必

要がある。

ク 積算

(7) 調査の結果

a 全庁調査

次の表のとおり、予定価格を1者の見積書又は前年度等実績により算定していると回答し、かつ、契約金額の適正性を同一相手方の前年度実績内訳との比較により検証している又は検証していないと回答があった割合が、34.1%であった。

(単位：%)

区分	見積書 (1者)	前年度 等実績	見積書 (複数)	積算 基準	類似 事例	その 他	(空 白)	総計
同一相手方の前 年度実績内訳と の比較	34.1 (21.6)	(6.7)	0.0	3.2	0.0	0.8	7.3	39.6
検証していない	(5.7)	(0.1)	0.7	0.4	0.3	2.2	0.8	10.4
積算基準, 単価表 等との比較	14.3	2.4	2.4	6.9	0.0	0.3	1.5	27.7
類似事例, 市場価 格等との比較	8.5	0.8	0.3	0.4	1.0	0.0	0.6	11.6
契約の相手方以 外の見積書明細 との比較	1.0	2.2	3.5	0.4	0.6	0.6	2.0	10.2
(空白)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4
合計	51.4	12.3	6.9	11.3	1.8	3.9	12.3	99.9

b 抽出調査

次の表のとおり、予定価格又は契約金額について、過大又は不要となった項目等が含まれていないか見直していない、明細がない又は各項目が適当か分からないため見直せないと回答があった割合が、22.8%であった。

(単位：%)

過大又は不要項目の見直し	割合	
している	77.2	
していない	10.5	22.8
明細がない又は各項目が適当か分からないため見直せない	12.3	
合計	100.0	

c 実地調査

京都市情報システム利用指針においては、経費内訳書を参考に、構成要素

(物品) , ネットワーク, サービス提供及び委託の分類別に経費の内訳を記載するようにさせていた(良好事例)。

(イ) 改善の方向性

- a 同一の相手方から徴した予定価格と, 同一相手方の前年度実績内訳との比較により検証している又は検証していないものについては, 契約金額の妥当性について客観的に判断することができないため, 他の事業者や政令市等から広く情報を収集したうえで, 積算基準を定めるなど適正な積算を行う必要がある。
- b 積算根拠となる明細がない又は各項目が適当か分からないとして, 予定価格及び契約金額の適正性を検証していないものについては, 契約金額の妥当性について客観的に判断することができないため, 必要な明細を徴するとともに, できる限り類似事例を把握し検証する必要がある。

ケ 履行確認

(ア) 調査の結果

a 抽出調査

次の表のとおり, 仕様書や見積書明細に記載された業務や作業について, 記載のとおり実施されているか, 実際に確認していないと回答があった割合が, 21.1%であった。

(単位: %)

履行確認	割合
している	78.9
していない	21.1

(イ) 改善の方向性

履行確認を行っていないものについては, 契約の目的が達成されているか否かを客観的に判断することができないため, 仕様書の内容が適切かつ確実に履行されているか, 現地や証拠書類などで確実に確認する必要がある。

(4) プロポーザル方式による契約

ア 共通ルール

(ア) 調査の結果

a 全庁調査

(a) プロポーザル方式に係る全庁的な共通ルールがなかった。

(b) 交通局において、共通ルールとして京都市交通局企画提案方式事業者選定取扱要領を定めていた（良好事例）。

b 他都市調査

次の表のとおり、コンペ又はプロポーザル方式に係る庁内での統一的な取決めがあると回答した他の政令市の割合が、31.6%であった。

(単位：件，%)

コンペ又はプロポーザル方式に係る 庁内での統一的な取決め	件数	割合
ある	6	31.6
ない	13	68.4

(イ) 改善の方向性

契約事務の一層の公正性、効率性を確保するためには統一した事務処理を行うことが欠かせないことから、コンペ又はプロポーザル方式に係る全庁又は業務や局ごとにおける共通のルールを作成する必要がある。

イ 周知期間

(7) 調査の結果

a 全庁調査

(a) 次の表のとおり、周知期間に差があり、7日以内であると回答があったもののうち、参加者数が1者であると回答があった割合が、56.3%と一番高く、周知期間が長期となるに応じて、その割合が低下した。

(単位：件，%)

周知期間	件数			割合		
	1者	2者以上	合計	1者	2者以上	合計
7日以内	9	7	16	56.3	43.8	100.1
8日以上14日以内	14	23	37	37.8	62.2	100.0
15日以上28日以内	7	21	28	25.0	75.0	100.0
29日以上	1	7	8	12.5	87.5	100.0
合計	31	58	89	34.8	65.2	100.0

(b) 本市の入札その他の契約に関する情報を掲載し、多くの事業者が閲覧していると思料される契約課のホームページ（京都市入札情報館）に、各課等が行うプロポーザルの公募情報を掲載して周知していた事例があった（良好事例）。

b 抽出調査

情報システムに関するプロポーザル(RFP)実施ガイドラインにおいて、公募期間の目安(少なくとも2箇月)を定めていた。また、京都市交通局企画提案方式事業者選定取扱要領においても、募集の掲載及び閲覧期間を14日以上と定めていた(良好事例)。

(イ) 改善の方向性

- a 一定の周知期間を確保すれば、複数の参加者を確保する比率が高くなっていることから、競争性や公平性を発揮させるために、周知期間の目安の設定について検討する必要がある。
- b 公募情報について、集約して京都市入札情報館に掲載する等、参加者が容易に情報を入手できる効果的な周知方法を検討する必要がある。

ウ 選定に係る専門家等の参画

(ア) 調査の結果

a 全庁調査

(a) 次の表のとおり、受託候補者選定委員会等の構成員が本市職員のみであると回答があった割合が、57.0%であった。

(単位：件，%)

構成員	件数	割合
本市職員のみ	53	57.0
本市職員以外を含む	40	43.0

(b) 京都市交通局企画提案方式事業者選定取扱要領においては、選定委員は3名以上で構成し、うち1名以上は学識経験者等の外部委員とするとされていた(良好事例)。

b 抽出調査

次の表のとおり、選定委員の構成に学識経験者又はこれに類するものを含む又はその他(市民公募委員を含むなど)と回答があった割合が、35.7%であった。

(単位：%)

構成員		割合	
本市職員のみ	当該契約決定に係る決裁ラインに含まれる者のみ	28.6	64.3
	当該契約決定に係る決裁ラインに含まれない者を含む	21.4	
本市OB又は本市が関与する団体の職員・役員を含む		14.3	
学識経験者又はこれに類するものを含む		21.4	35.7
その他（市民公募委員を含むなど）		14.3	
合計		100.0	100.0

(イ) 改善の方向性

専門家又は市民の意見を聴取する必要がある場合は、学識経験者や市民公募委員等、本市職員以外の者の参画を検討する必要がある。

エ 選定基準

(ア) 調査の結果

a 抽出調査

次の表のとおり、選定基準（具体的な評価項目及び配点）に価格の要素が含まれていないと回答があった割合が、7.1%であった。

(単位：%)

価格の要素	割合
含まれている	92.9
含まれていない	7.1
含まれていないが別途評価している	0.0
選定基準を定めていない	0.0
合計	100.0

(イ) 改善の方向性

コンペ又はプロポーザル方式については、価格以外の技術やセンス等を判断するために実施するものであるが、より高い費用対効果を得るために、価格についても重要な選定要素とすることを検討する必要がある。

オ 公表

(ア) 調査の結果

a 全庁調査

京都市交通局企画提案方式事業者選定取扱要領においては、当該業務等を

所管する所属長が、事業者の選定過程及び選定結果について、局のホームページに掲載することとされていた（良好事例）。

b 抽出調査

(a) 次の表のとおり、選定基準について、事前に公表又は参加予定者に周知していないと回答があった割合が、14.3%であった。

(単位：%)

選定基準	割合
周知している	85.7
周知していない	14.3

(b) 次の表のとおり、選定結果（選定した相手方、参加者数及び参加者別の得点）をホームページ等で公表していないと回答があった割合が、それぞれ78.6%、92.9%及び92.9%であった。

(単位：%)

選定結果	相手方 (受託候補者)		参加者数		参加者別の 得点	
公表している	21.4		7.1		7.1	
公表していないが 参加者に通知している	64.3	78.6	14.3	92.9	14.3	92.9
公表も通知もしていない	14.3		78.6		78.6	
合計	100.0		100.0		100.0	

c 他都市調査

名古屋市企画競争実施ガイドラインにおいては、評価基準をあらかじめ明らかにし、審査結果については、各提案者の順位と点数を公表するものとされていた（良好事例）。

(イ) 改善の方向性

事業者の積算努力を促すとともに選定の透明性を確保するため、選定基準の事前公表並びに選定経過及び選定結果の公表を検討する必要がある。

2 50万円以下の随意契約

(1) 見積書

ア 調査の結果

(ア) 他都市調査

a 見積書を省略できる場合を定めている他の政令市の割合が、42.1%であった。

- b 次の表のとおり、見積書を省略できる場合を定めている他の政令市のうち、価格又は価格及び相手方が法令等で定められている場合に見積書を省略できる場合を定めていると回答があった割合が、37.5%であった。

(単位：件，%)			(単位：件，%)	
見積書を省略できる場合を定めている	件数	割合	価格又は価格及び相手方が法令等で定められている場合	
	はい	8	42.1	
	いいえ	11	57.9	
			件数	割合
			3	37.5

イ 改善の方向性

法令等で価格が定められているものなど、競争性のないものについては、事務の効率性及び事務手続の簡略化の観点から、他の政令市の事例を参考に、見積書の省略を可能とする範囲の設定について検討する必要がある。

(2) 見積り合わせ

ア 調査の結果

(ア) 全庁調査

次の表のとおり、1件の契約金額が1万円以下の文具類のうち、2者以上から見積書を徴していると回答があった割合が、57.5%であった（公営企業及び区役所を除く。）。

(単位：件，%)		
徴した見積書の数	件数	割合
1者	304	42.5
2者以上	412	57.5

(イ) 他都市調査

- a 予定価格が一定の金額以下である場合に、1者の見積書で契約可能としている他の政令市の割合が、84.2%であった。

- b 次の表のとおり、1者の見積書で契約可能としている他の政令市のうち、30万円以下又は未満の契約について1者の見積書で契約可能としている他の政令市の割合が18.8%、10万円以下又は未満の契約について1者の見積書で契約可能としている他の政令市の割合が68.8%であった。

(単位：件，%)

(単位：%)

1 者の見積書で 契約可能	件数		可能な契約金額		割合	
	件数	割合				
はい	16	84.2	30 万円以下又は未満の契約	18.8	68.8	
いいえ	3	15.8	10 万円以下又は未満の契約	50.0		
			5 万円以下又は未満の契約	31.3		

イ 改善の方向性

- (7) 2者以上から見積書を徴する必要がないものについては、事務の効率性の観点から、1者の見積書とするよう徹底する必要がある。
- (イ) 10万円以下の契約について、できる限り複数の見積書を徴するように取扱いがなされているが、見積書を徴するところと徴しないところが発生するなど、不均衡な事務処理が生じている。また、1者の見積書で契約可能としている他の政令市の割合も高いことから、京都市契約事務規則のとおり1者見積りとする必要がある。

(3) 各課等における単価契約

ア 調査の結果

(7) 全庁調査

- a 各課等において締結する単価契約は、次の表のとおりであり、ガソリンの給油に係る契約の占める割合が、9.0%であった。

(単位：件，%)

契約区分	件数	割合	うちガソリンの給油	
			件数	割合
書籍・出版物・新聞	26	3.3	-	-
文具類	10	1.3	-	-
雑貨・繊維製品等	17	2.1	-	-
薬品・資材等	103	12.9	38	36.9
器具・機器・備品	21	2.6	2	9.5
印刷	114	14.3	-	-
委託・役務	393	49.2	-	-
その他	115	14.4	32	27.8
合計	799	100.1	72	9.0

- b ガソリンの単価について、単価契約を締結していると回答があったものと、していないと回答があったものでは差がなく、入札による単価の方が低額であった。(4月分単価 入札 153.3円/単契 155.4~170円/単契なし 155.4~176.4円)

c 京都市消防局物品等の調達等に関する事務処理要領において、自動車への給油については、消防局に設置する自家用給油取扱所からの補給又は燃料チケット若しくは給油カードの使用による補給のいずれかの方法によるものとすると言われていた。

(イ) 他都市調査

次の表のとおり、契約主管課が庁内のガソリンの給油に係る単価契約を一括して随意契約の方法により締結していると回答した他の政令市の割合が、78.9%であった。

(単位：件，%)

ガソリンの給油	件数	割合
契約主管課による一括随意契約	15	78.9
各課等における随意契約	1	5.3
上記以外（入札等）	3	15.8
合計	19	100.0

イ 改善の方向性

(ア) 各課等において締結する単価契約については、必ずしも効率的、経済的とはいえなことから、他の政令市の事例を参考に、できるだけ複数の課等で契約をまとめるか、市全体で一括して単価契約又は競争入札を実施することを検討する必要がある。

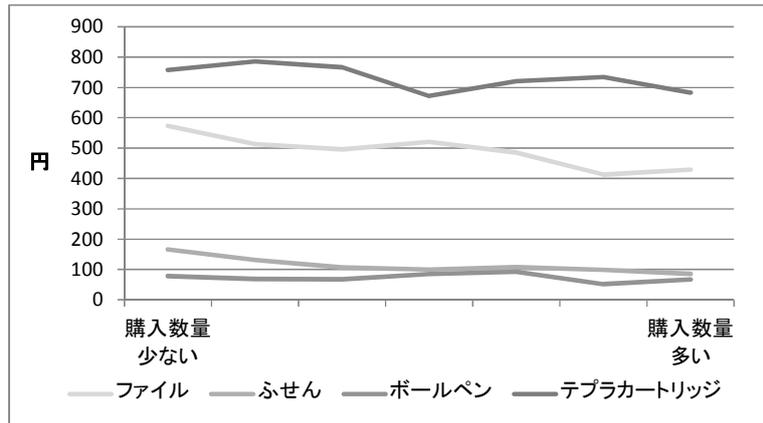
(イ) ガソリンについては、燃料チケットや給油カードによる支払等、適正な時価を反映し、より多くの給油所で給油が可能となる契約方法を検討する必要がある。

(4) 単価契約物品集中購買制度

ア 調査の結果

(ア) 全庁調査

a 次の表のとおり、1回の購入数量が多いものほど、購入単価が低い傾向にあった。



b 次の表のとおり，新たに集中購買の対象として欲しい物品等があると回答した課等の割合が，57.6%であった。

(単位：%)

対象として欲しい物品等	割合
ある	57.6
ない	42.4

c 次の表のとおり，契約事務に係るエラーの防止に必要なと思われるものに関し，課等で処理すべき契約の件数を減らして欲しいかについて，非常にそう思う又はそう思うと回答した課等の割合が，79.2%であった。

(単位：%)

課等で処理すべき契約の件数を減らして欲しい	割合	
非常にそう思う	31.2	79.2
そう思う	48.1	
あまりそう思わない	20.8	
合計	100.0	

d 次の表のとおり，契約事務に係るエラーの防止に必要なと思われるものに関し，1件ごとの契約に係る事務量を減らして欲しいかについて，非常にそう思う又はそう思うと回答した課等の割合が，80.2%であった。

(単位：%)

1件ごとの契約に係る事務量を減らして欲しい	割合	
非常にそう思う	25.0	80.2
そう思う	55.2	
あまりそう思わない	19.8	
合計	100.0	

(イ) 他都市調査

次の表のとおり、文具の集中調達を実施している他の政令市の割合は、63.2%であった。

(単位：件，%)

文具の集中調達	件数	割合
実施している	12	63.2
実施していない	7	36.8

イ 改善の方向性

全庁で共通して使用する文具等については、スケールメリット及び契約事務に係るエラー防止の観点から、単価契約物品集中購買制度の対象とするよう対象物品の拡大を検討する必要がある。

(5) オープンカウンター

ア 利用状況

(ア) 調査の結果

a 全庁調査

(a) 次の表のとおり、オープンカウンターを利用したことがないと回答した課等の割合が、54.9%であった。

(単位：%)

区分		割合	利用したことがないを除く
利用したことがある	オープンカウンターがよい	23.7	52.6
	業者に直接依頼する方がよい	11.9	26.3
	変わらない	9.5	21.1
利用したことがない		54.9	
合計		100.0	100.0

(b) 上記(a)のとおり、オープンカウンターを利用したことがあると回答した課等のうち、事業者に見積書を依頼するより、オープンカウンターを利用した方がよいと回答した課等の割合が、52.6%であった。

(c) オープンカウンターを利用したことがないと回答した課等の中で、オープンカウンターを知らないためと回答したものがあつた。

(d) 次の表のとおり、オープンカウンターを利用したことがない理由について、手間と回答した課等の割合が、46.9%であり、また、オープンカウンターの方がよい理由について、手間と回答した課等の割合が、54.3%であつた。

た。

(単位：%，複数回答可)

区分	時間	契約金額	手間	業者対応	上記以外
オープンカウンターを利用したことがない理由	54.9	6.8	46.9	9.9	27.8
オープンカウンターの方がよい理由	22.9	62.9	54.3	51.4	30.0

(イ) 改善の方向性

オープンカウンターの方がよい理由として手間と回答している課等があるが、一方でオープンカウンターを利用したことがない理由としても手間と回答した課等があった。また、オープンカウンターを知らないと回答した課等があることから、制度の内容が十分に理解されていないと考えられるため、職員への周知徹底を図る必要がある。

イ 見積書の徴収

(ア) 調査の結果

a 全庁調査

(a) 次の表のとおり、オープンカウンターの方がよい理由について、契約金額と回答した課等の割合が、62.9%と一番高かった。

(単位：%，複数回答可)

区分	時間	契約金額	手間	業者対応	上記以外
オープンカウンターの方がよい理由	22.9	62.9	54.3	51.4	30.0

(b) 次の表のとおり、全庁的に共通して購入する物品の単価等を調査したところ、オープンカウンターを利用したもののほうが、業者に直接見積書を依頼するよりも、単価が低い傾向であった。

(単位：円)

物品名	平均単価	
	オープンカウンター利用	直接依頼
パイプ式ファイル (A4 サイズ縦・背幅 80mm 程度)	480	481
ふせん (75mm×75mm 程度・100 枚/冊程度)	97	100
ボールペン (黒)	53	69
テブラカートリッジ (白, 幅 12mm)	655	713

(c) 事業者に直接見積書を依頼した方がよいと回答した課等の中で、見積書

の提出が1者又はなしの場合、改めて直接事業者に依頼しなければならな
いため時間又は手間が掛かると回答していた事例があった。

b 他都市調査

他の政令市において、オープンカウンターにより見積書を提出した者がな
いとき又は1者であるときは、1者からの見積書の徴収によることができ
としている事例があった。

(イ) 改善の方向性

オープンカウンターを利用した契約については、利用しない場合に比べて契
約金額が低い傾向にあることから、経済性及び事務の効率性の観点から、見積
書の提出が1者であった場合に、再度複数の見積書を徴収することの是非につい
て検討する必要がある。

3 事務の実施方法

(1) マニュアル

ア 調査の結果

(イ) 全庁調査

a 事務の実施に当たり最も参考になっているものは、次の表のとおりであり、
前例と回答した課等の割合が35.1%と、マニュアルと回答した課等の割合よ
りも高かった。

(単位：%)

最も参考になっているもの	割合
前例	35.1
マニュアル(注)	27.9
その他のマニュアル	22.7
制度所管課	2.9
システム担当課	2.6
それ以外の職員	8.8
合計	100.0

注 マニュアルとは、次のものをいう。

- ① 財務会計システム一般課等計理事務担当者操作研修(異動職員研修)テキスト
- ② 財務会計基礎研修(契約事務)テキスト
- ③ 財務会計システム操作マニュアル(契約管理)
- ④ 契約課イントラネットホームページ掲載内容(お知らせ、制度についてなど)
- ⑤ 財務会計システムのホームページ掲載内容(よくある質問、通知文・事務連絡など)
- ⑥ 財務会計システムのホームページ掲載内容(よくある質問、通知文・事務連絡など)

b 契約事務に係るマニュアルの参照状況は、次のとおりであった。

(a) 次の表のとおり、参照したことがないと回答した課等の割合が、マニュアルごとに、15.5%から30.5%であった。

(b) 次の表のとおり、参照したことがあると回答した課等のうち参照しにくいと回答した課等の割合が、マニュアルごとに、26.1%から39.5%であった。

(単位：%)

マニュアルの参照状況	参照したことがある		参照したことがない	合計
	参照しやすい	参照しにくい		
財務会計システム操作研修テキスト	51.5	18.2	30.3	100.0
	73.9	26.1		100.0
契約事務研修テキスト	51.7	19.3	29.1	100.1
	72.9	27.1		100.0
財務会計システム操作マニュアル	56.1	25.7	18.2	100.0
	68.6	31.4		100.0
契約課イントラネットホームページ	50.8	32.2	16.9	99.9
	61.2	38.8		100.0
財務会計システムのホームページ	58.1	26.4	15.5	100.0
	68.8	31.2		100.0
行政業務情報システム「よくある質問」	42.0	27.5	30.5	100.0
	60.5	39.5		100.0

(c) 次の表のとおり、参照しやすいマニュアルが全くないと回答した課等の割合が、14.6%であった。

(単位：%)

参照しやすいマニュアルの有無	割合
一つでもある	85.4
全くない	14.6

c 次の表のとおり、契約事務に係るエラーの防止に必要なと思われるものに関し、各マニュアルや通知文等で説明されていることをまとめて欲しいかについて、非常にそう思う又はそう思うと回答した課等の割合が、94.8%であった。

(単位：%)

各マニュアルや通知文等で説明されていることをまとめて欲しい	割合	
非常にそう思う	49.2	94.8
そう思う	45.6	
あまりそう思わない	5.2	
合計	100.0	

- d 次の表のとおり、契約事務に係るエラーの防止に必要だと思われるものに関し、自分でチェックするためのポイントや具体的事例、ひな型などが知りたいかについて、非常にそう思う又はそう思うと回答した課等の割合が、92.5%であった。

(単位：%)

自分でチェックするためのポイントや具体的事例、ひな型などが知りたい	割合	
非常にそう思う	22.5	92.5
そう思う	70.0	
あまりそう思わない	7.5	
合計	100.0	

イ 改善の方向性

- (ア) 定期監査において契約事務手続上の不備が各部局に共通して見受けられることから、事務の標準化に加え、各マニュアルや通知文等をまとめ、整理を図るとともに、職員に周知徹底を図る必要がある。
- (イ) 整理の際には、初めて計理事務を担当する職員でも分かりやすいように具体例やQ&A、ひな型を示す等、参照しやすいものとなるよう工夫する必要がある。

(2) 研修

ア 調査の結果

(ア) 全庁調査

- a 次の表のとおり、契約事務研修に出席したことがないと回答した課等の割合が、43.1%であり、財務会計システム操作研修に出席したことがないと回答した課等の割合が、26.6%であった。

(単位：％)

区分		契約事務研修	財務会計システム 操作研修
出席したこ とがある	役立った	46.1	53.2
	あまり役立たなかった	10.8	20.2
出席したことがない		43.1	26.6
合計		100.0	100.0

- b 次の表のとおり、契約事務に係るエラーの防止に必要なと思われるものに関し、初めて担当する際に必要なことをすぐに教えて欲しいかについて、非常にそう思う又はそう思うと回答した課等の割合が、92.5%であった。

(単位：％)

初めて担当する際に最低限必要なことをすぐに教えて欲しい	割合	
非常にそう思う	32.9	92.5
そう思う	59.6	
あまりそう思わない	7.5	
合計	100.0	

イ 改善の方向性

- (ア) 契約事務の重要性及び責任についての認識を深め、習熟度を向上させるため、契約事務と財務会計システム操作を連動させた研修の実施及び計理事務を担当する職員への当該研修の受講の義務付けについて検討する必要がある。
- (イ) 新たに計理事務を担当することとなった職員に対し、早期に財務会計の基礎を習得させて、適正な事務の執行を図るため、研修については、できる限り年度当初に実施することを検討する必要がある。

(3) 全庁的な状況把握

ア 調査の結果

(ア) 実地調査

- a 財務会計システムデータ抽出をはじめ、他の方法を用いても、本市では、随意契約を含む、全庁的な契約の状況が把握できなかった。
- b 財務会計システムデータ抽出によると、契約全体に対し随意契約が占める割合は、件数ベースで96.2%、金額ベースで47.2%であった（財務会計システムで把握できている範囲での数値）。

(単位：件、円、%)

競争入札		随意契約		合計		随意契約の割合	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2,481	16,456,808,650	62,100	14,804,966,103	64,581	31,261,774,753	96.2	47.4

イ 改善の方向性

随意契約は例外的な方法とされているが、契約全体に対する随意契約が占める割合は、96.2%と高かった。また、随意契約を含む全庁的な契約の状況が把握できる方法がなかった。さらに、契約事務に係るマニュアルや随意契約ガイドラインは作成されているが、管理、監督する統括的な課等がないことから、これらに沿って適正な事務が執行されているかを点検できるチェック体制の充実について検討する必要がある。

(4) 定期点検

ア 調査の結果

(ア) 全庁調査

- a 次の表のとおり、定期点検の実施をしていないと回答があった割合が、76.3%であった。

(単位：%)

随意契約に係る事務についての定期点検の範囲		割合
実施している	自分の所属	21.1
	事業課等	0.0
	局区等	1.9
	全庁	0.6
実施していない		76.3
合計		99.9

- b 次の表のとおり、実施している定期点検の頻度は、年1回が58.9%と一番高く、点検の頻度が高くなるほど、その割合が低くなっていた。

(単位：%)

実施している定期点検の頻度	割合
年1回	58.9
数箇月に1回	26.0
月1回	8.2
複数年に1回	0.0
その他	6.8
合計	99.9

イ 改善の方向性

- (ア) 業務の必要性の確認は元より、随意契約の相手方の公正な選定及び事務の適切な執行を図るため、定期的な点検を実施する仕組みを構築する必要がある。
- (イ) 点検を効率的に実施するため、チェックリストを作成し、契約時のほか、全庁的な点検の時期に合わせた実施の周知徹底を図る必要がある。

第4 意見

随意契約については、競争入札に比べて契約手続が簡単で、価格以外の要素も比較して信用、技術力等に優れた事業者を選定することができる反面、そもそも政令で定める要件に該当する場合に限り認められる契約方法であるうえ、その運用が適切でないと、競争性の低さゆえ、契約金額の高止まりや特定の事業者による独占が生じるなど、経済性及び公正性の確保という観点から問題が発生するおそれがある。

京都市では、適正な契約事務の執行を図っていくために、これまで随意契約ガイドラインの制定や、オープンカウンター方式の導入など、適宜契約制度等の見直しを実施してきており、今回の監査においては特に指摘とする事項は認められなかった。

しかしながら、一部の調査結果において、随意契約理由が不明確なものや調査、確認が不十分なものなど、随意契約ガイドライン等に沿った事務が適切に行われていないのではないかとと思われる回答が見受けられたことなどから、上記第3で述べた改善の方向性を踏まえ、適正性、経済性、効率性及び有効性の観点から意見を付し、随意契約に係る事務の改善に向けて要望する事項は、次のとおりである。

1 定期的な点検の実施について

500万円以上の随意契約については、本件監査結果における良好事例及び他の政令市の事例を参考に、各局等で行う随意契約について、業務の必要性の確認は元より、随意契約の相手方の公正な選定及び事務の適切な執行を図るため、定期的な点検を実施

する仕組みを構築し、経費の削減に努められたい。

また、点検を効率的に実施するため、次に掲げる項目を参考にチェックリストを作成し、点検を実施するよう周知徹底を図られたい。

併せて、契約事務に係るマニュアルや随意契約ガイドラインに沿って適正な事務が執行されているかを点検できるチェック体制の充実についても検討されたい。

(1) 事前協議

安易に随意契約を継続することがないように、随意契約の実施の是非や具体的な契約方法等について、局等と事前協議を行う仕組みを構築されたい。

(2) 適用区分

随意契約を行う理由、その根拠となる法令及び相手方を選定した理由を決定書に明記されたい。また、随意契約ガイドライン上の区分についても記載することを検討されたい。

(3) 製造開発

製造者又は開発者を理由に、特定の1者しか履行できないとして随意契約を行っているものについては、定期的に契約内容を点検し、競争的手法の導入を検討されたい。

(4) 過年度実績

過年度実績を理由に、特定の1者しか履行できないとして随意契約を行っているものについては、競争的手法を導入されたい。

(5) 調査確認

ア 特定の1者しか履行できないとしているものについては、その理由を明らかにするとともに、他に履行可能な者がいないか客観的に確認をされたい。

イ 他の事業者の参入を図るため、他の類似方法を含めて検討するとともに、他の事業者等から広く情報を収集されたい。

ウ 本市外郭団体又は本市が関与する団体等を相手方として1者随意契約を行っているものについては、契約内容を点検し、競争的手法の導入を検討されたい。

(6) 権利確認

ア 特許権等の排他的権利の対象を具体的に確認していないものについては、排他的権利の対象を確認されたい。

イ 成果物等に著作権等の権利が発生するものについては、本市に帰属させるよう

契約書に明記されたい。

(7) 同一内容の契約

同一の相手方と長期にわたり同一金額で契約しているものについては、定期的に契約内容を点検し、競争的手法を導入されたい。

(8) 契約期間

制度上長期継続契約が可能なものは、長期継続契約とされたい。また、長期継続契約が可能であるか検討していないものについては、長期継続契約の締結について検討されたい。

(9) 総額評価

複数年度の実施を見込む業務や翌年度以降の保守管理が想定されるものについては、2年目以降の保守管理経費等を含めた総額で評価する契約手法について検討されたい。特に、製造者又は開発者にしか履行できないことを理由としているものについては、より厳正に行われたい。

(10) 分離調達

契約内容に競争性のある部分を含むか否かを確認していないものについては、分離して競争的手法による契約が可能か検討されたい。特に、本市外郭団体又は本市が関与する団体等を相手方として、施設管理運営・清掃に係る契約を行っているものについては、より厳正に行われたい。

(11) 再委託

業務の大半を別の事業者にも再委託しているものについては、再委託部分の元契約からの分離の可能性及び当該部分への競争的手法の導入を検討されたい。

(12) 予定価格

予定価格を設定していないものについては、予定価格を設定されたい。

(13) 価格交渉

ア 価格交渉をしていない又は記録がないもので予定価格と同額で契約しているものについては、価格交渉を行われたい。

イ 価格交渉をしているもので、その経過の記録を残していないものについては、当該記録を保存されたい。

(14) 積算

ア 同一の相手方から徴した予定価格と、同一相手方の前年度実績内訳との比較に

より検証している又は検証していないものについては、積算基準を定めるなど適正な積算を行われたい。

イ 積算根拠となる明細がない又は各項目が適当か分からないとして、予定価格及び契約金額の適正性を検証していないものについては、必要な明細を徴するとともに、できる限り類似事例を把握し検証されたい。

(15) 履行確認

履行確認を行っていないものについては、仕様書の内容が適切かつ確実に履行されているか、現地や証拠書類などで確実に確認されたい。

2 コンペ又はプロポーザル方式の基準の設定

コンペ又はプロポーザル方式に係る全庁又は業務や局ごとにおける共通のルールを作成されたい。併せて、当該ルールには、次の項目を定めることを検討されたい。

- (1) 複数の参加者を確保するため、周知期間の目安を設定すること。
- (2) 参加者が容易に情報を入手できるよう効果的に周知すること。
- (3) 学識経験者や市民公募委員等、本市職員以外の者を参画させること。
- (4) 価格を選定要素に含めること。
- (5) 選定基準の事前公表並びに選定経過及び選定結果を公表すること。

3 50万円以下の随意契約に係る取扱いの合理化について

(1) 見積書

法令等で価格が定められているものなど、競争性のないものについては、見積書の省略を可能とする範囲の設定について検討されたい。

(2) 見積り合わせ

次に掲げるものについては、他の政令市の事例を参考に、1者の見積書とされたい。

ア 予定価格が10万円以下の契約であるもの

イ 2人以上から見積書を徴することを必要としないもの

(3) 各課等における単価契約

ア できるだけ複数の課等で契約をまとめるか、市全体で一括して単価契約又は競争入札を実施することを検討されたい。

イ ガソリンについては、燃料チケットや給油カードによる支払等、適正な時価を反映した購入方法を検討されたい。

(4) 単価契約物品集中購買制度

単価契約物品集中購買制度の対象物品の拡大を検討されたい。

(5) オープンカウンター

ア 職員への周知徹底を図られたい。

イ オープンカウンターを利用した結果、見積書の提出が1者であった場合に、再度複数の見積書を徴することの是非について検討されたい。

4 マニュアル及び研修の改善について

(1) マニュアル

ア 事務の標準化に加え、各マニュアルや通知文等をまとめ、整理を図るとともに、職員に周知徹底を図られたい。

イ 整理の際には、具体例やQ&A、ひな型を示す等、参照しやすいものとなるよう工夫されたい。

(2) 研修

ア 契約事務と財務会計システム操作を連動させた研修の実施及び計理事務を担当する職員への当該研修の受講の義務付けについて検討されたい。

イ 新たに計理事務を担当することとなった職員に対し、早期に財務会計事務を習得させるため、研修については、できる限り年度当初に実施することを検討されたい。

資料1 全庁調査の集計結果

目 次

資料1 全庁調査の集計結果	1
1 平成23年度に締結した契約金額500万円以上の随意契約	1
(1) 局区等別件数及び金額	1
(2) 根拠法令別件数及び金額	2
(3) 随意契約ガイドライン上の区分	3
(4) 契約内容	5
(5) 契約の相手方の区分	5
(6) 予定価格に対する契約金額の割合	6
(7) 予定価格の算定方法	7
(8) 平成24年度契約状況	8
(9) 価格交渉	9
(10) 契約金額の適正性の検証方法	9
(11) 再委託の状況	10
(12) コンペ・プロポーザルの状況	11
ア 局区等別件数及び金額	11
イ 契約内容	12
ウ 契約の相手方の区分	13
エ 平成24年度契約状況	14
オ コンペ・プロポーザルの実施基準等	15
カ コンペ・プロポーザルの周知方法	15
キ コンペ・プロポーザルの周知期間	16
ク コンペ・プロポーザルの参加者数	16
ケ コンペ・プロポーザルの選定者	17
2 平成24年4月から6月までの間に締結した50万円以下の随意契約	19
(1) 局区等別件数及び金額	19
(2) 徴した見積書の数	20
(3) 支出負担行為額別件数及び金額並びに見積書数	20
(4) 契約内容別件数及び金額並びに見積書数	21
(5) オープンカウンター	22
ア 利用状況	22
イ 揭示日数	22
ウ 揭示日数別見積書数	22
エ 契約内容別見積書数	23
(6) インターネット購入	24
ア 利用状況	24

イ 契約内容別件数.....	24
3 質問票の集計結果.....	25
(1) オープンカウンターの利用状況.....	25
(2) 見積書の依頼及び価格.....	27
(3) 事務の実施方法.....	28
(4) 財務会計システムへの入力方法.....	30
(5) 定期点検の実施状況.....	31
(6) 集中購買制度の利用状況.....	34
公営企業への質問.....	35
(1) オープンカウンター.....	35
(2) 事務の実施方法.....	36

表記に関する注意事項

文中及び表中に用いる比率は、小数点以下第2位を四捨五入した。そのため、構成比については、総計と内訳の計とが一致しない場合がある。

資料1 全庁調査の集計結果

1 平成23年度に締結した契約金額500万円以上の随意契約

(1) 局区等別件数及び金額

(単位：件、円、%)

局区等名	件数	金額(注)	割合	
			件数	金額
環境政策局	75	5,074,945,083	10.5	11.9
行財政局	34	768,318,301	4.8	1.8
総合企画局	33	3,956,418,776	4.6	9.3
文化市民局	51	1,366,058,443	7.1	3.2
産業観光局	117	2,654,330,063	16.4	6.2
保健福祉局	153	11,570,064,666	21.4	27.2
都市計画局	12	4,737,067,787	1.7	11.1
建設局	21	309,722,199	2.9	0.7
会計室	0	0	0.0	0.0
北区役所	0	0	0.0	0.0
上京区役所	0	0	0.0	0.0
左京区役所	0	0	0.0	0.0
中京区役所	0	0	0.0	0.0
東山区役所	0	0	0.0	0.0
山科区役所	0	0	0.0	0.0
下京区役所	0	0	0.0	0.0
南区役所	1	6,285,000	0.1	0.0
右京区役所	0	0	0.0	0.0
西京区役所	0	0	0.0	0.0
洛西支所	0	0	0.0	0.0
伏見区役所	0	0	0.0	0.0
深草支所	0	0	0.0	0.0
醍醐支所	0	0	0.0	0.0
消防局	23	438,822,422	3.2	1.0
交通局	91	8,053,604,976	12.7	19.0
上下水道局	82	1,784,749,487	11.5	4.2
市会事務局	3	25,752,448	0.4	0.1
教育委員会事務局	8	1,608,300,061	1.1	3.8
選挙管理委員会事務局	10	136,778,653	1.4	0.3
人事委員会事務局	0	0	0.0	0.0
監査事務局	0	0	0.0	0.0
合計	714	42,491,218,365	100.0	100.0
1件当たり平均金額		59,511,510	-	-

注 単価契約は予定総額、変更契約をしたものは変更後の金額。
税込み。以下同じ。

平成23年度に締結した契約金額500万円以上の随意契約の合計件数は、714件、
合計金額は424億9,121万円であった。

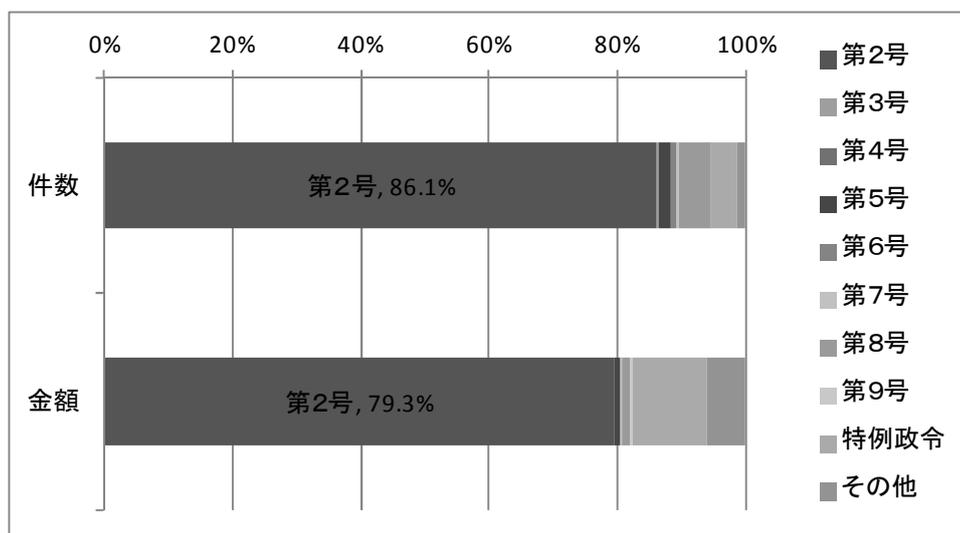
(2) 根拠法令別件数及び金額

根拠法令別件数及び金額は、次の表のとおりであった。

(単位：件、円)

根拠法令 (注)	件数	金額	1件当たり 平均金額
第2号	615	33,713,970,932	54,819,465
第3号	1	25,850,000	25,850,000
第4号	0	0	-
第5号	15	393,896,463	26,259,764
第6号	6	86,463,867	14,410,645
第7号	2	49,350,000	24,675,000
第8号	35	624,755,670	17,850,162
第9号	1	13,650,000	13,650,000
特例政令	30	4,994,156,845	166,471,895
その他	9	2,589,124,588	287,680,510
合計	714	42,491,218,365	59,511,510

- 注1 第2号から第9号については、地方自治法施行令第167条の2第1項又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項の各号を指す。以下同じ。
 2 特例政令については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号を指す。以下同じ。
 3 その他については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法を指す。
 4 複数の号数等に該当するものは、1番目に記載のあるもので集計している。

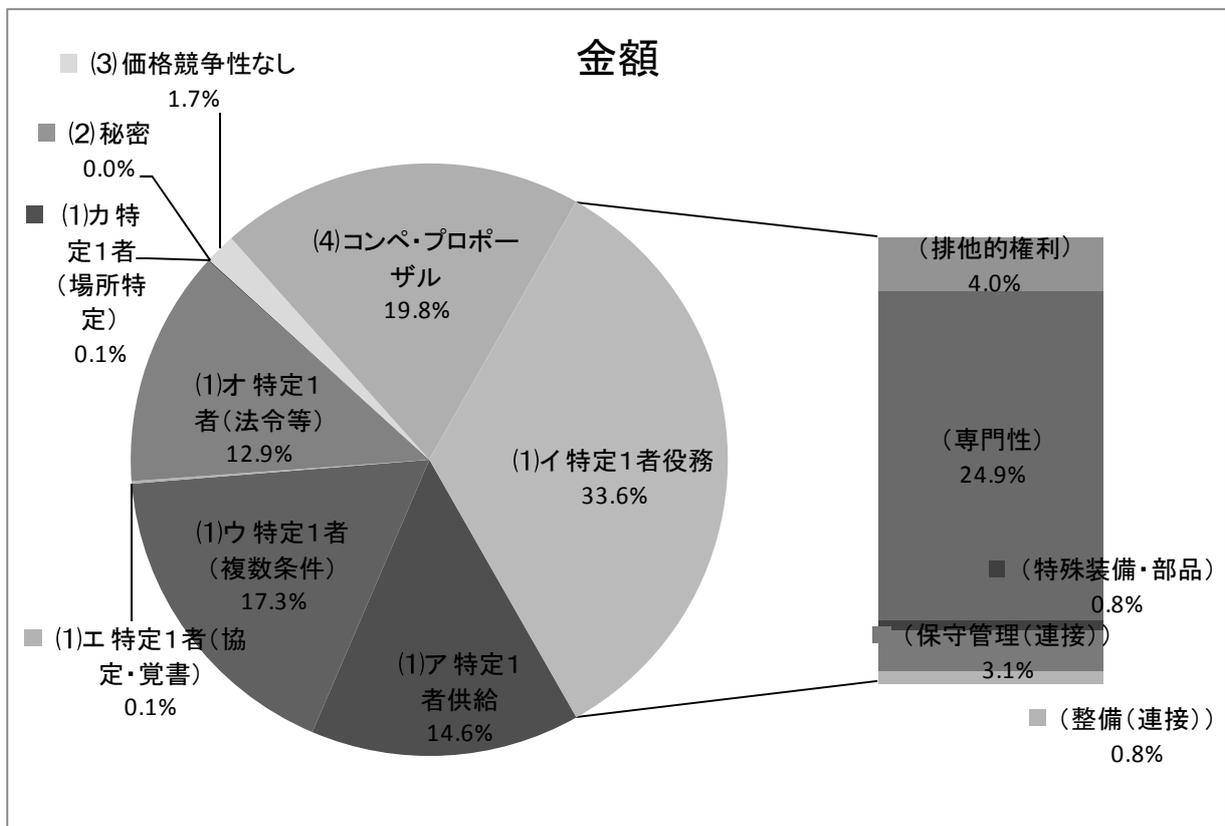
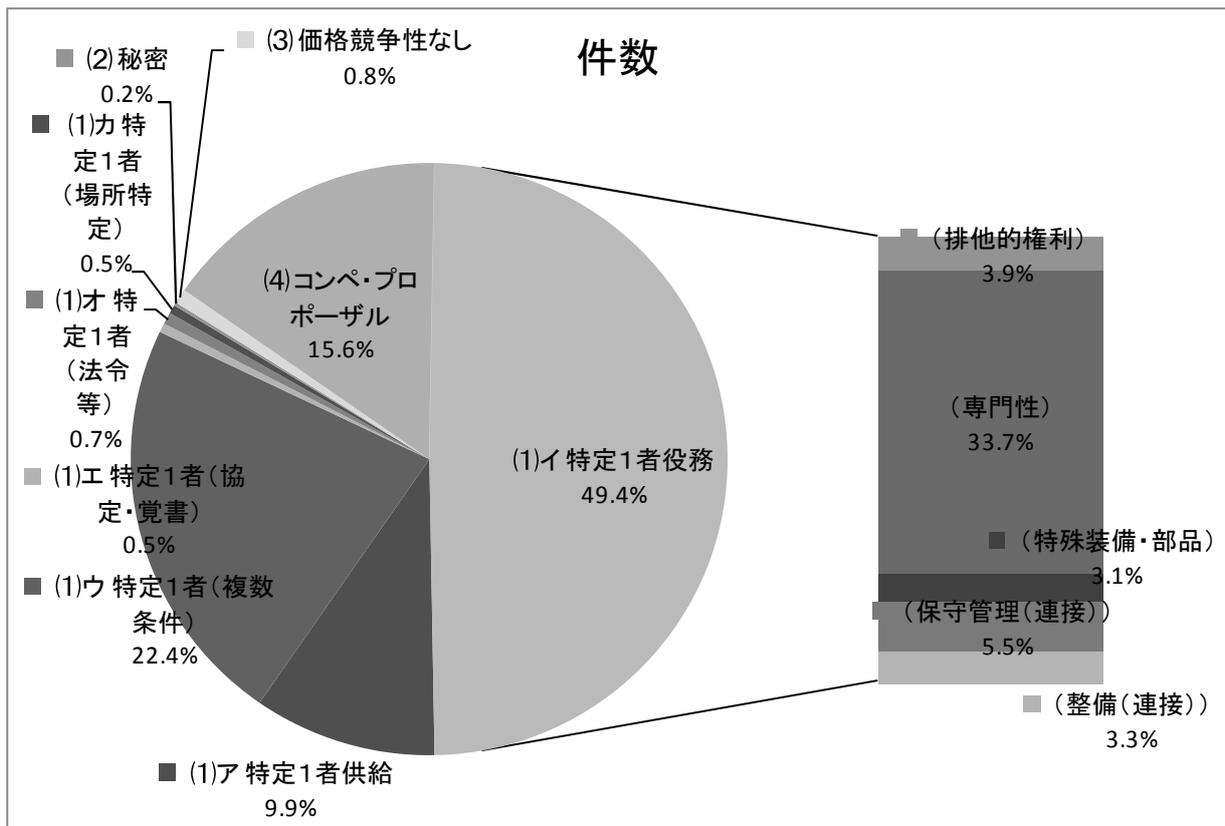


(3) 随意契約ガイドライン上の区分

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するものの随意契約ガイドライン上の区分は、次の表のとおりであった。

(単位：件、円)

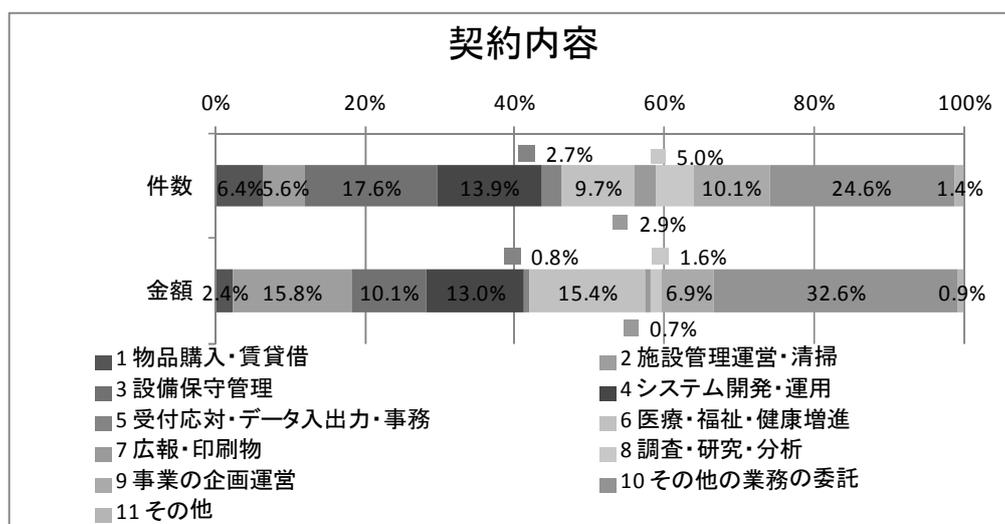
区分	件数	金額	1件当たり 平均金額
(1)ア 特定1者供給	61	4,926,503,984	80,762,360
(1)イ(ア) 特定1者役務(排他的権利)	24	1,358,666,360	56,611,098
(1)イ(イ) 特定1者役務(専門性)	207	8,384,772,599	40,506,148
(1)イ(ウ) 特定1者役務(特殊装備・部品)	19	280,508,330	14,763,596
(1)イ(エ) 特定1者役務(保守管理(接続))	34	1,038,189,724	30,534,992
(1)イ(オ) 特定1者役務(整備(接続))	20	264,088,020	13,204,401
(1)ウ 特定1者(複数条件)	138	5,832,685,546	42,265,837
(1)エ 特定1者(協定・覚書)	3	47,373,187	15,791,062
(1)オ 特定1者(法令等)	4	4,335,794,334	1,083,948,584
(1)カ 特定1者(場所特定)	3	21,973,808	7,324,603
(2) 秘密	1	5,363,148	5,363,148
(3) 価格競争性なし	5	558,382,900	111,676,580
(4) コンペ・プロポーザル	96	6,659,668,992	69,371,552
(5) 価格確定困難	0	0	-
合計	615	33,713,970,932	54,819,465



(4) 契約内容

(単位：件，円)

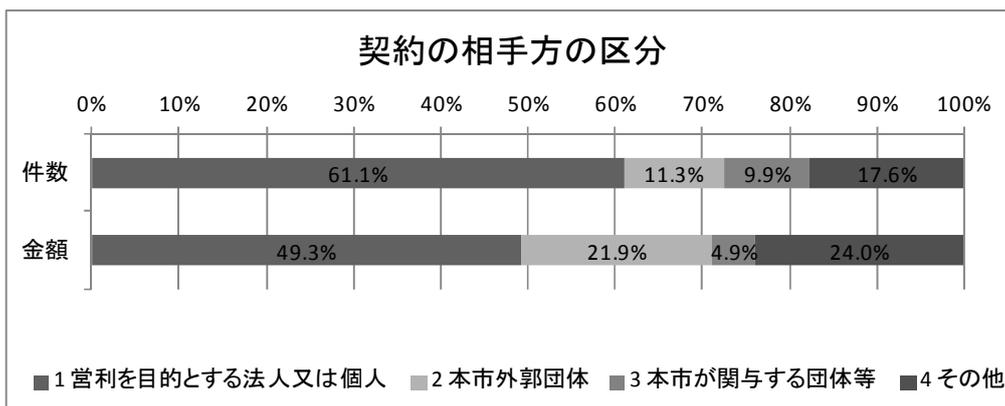
契約内容	件数	金額	1件当たり平均金額
1 物品購入・賃貸借	46	1,022,875,547	22,236,425
2 施設管理運営・清掃	40	6,693,821,865	167,345,547
3 設備保守管理	126	4,287,018,210	34,023,954
4 システム開発・運用	99	5,534,981,204	55,908,901
5 受付対応・データ入出力・事務	19	319,239,983	16,802,104
6 医療・福祉・健康増進	69	6,550,812,283	94,939,308
7 広報・印刷物	21	281,302,016	13,395,334
8 調査・研究・分析	36	664,877,849	18,468,829
9 事業の企画運営	72	2,934,537,442	40,757,464
10 その他の業務の委託	176	13,840,442,074	78,638,875
11 その他	10	361,309,892	36,130,989
合計	714	42,491,218,365	59,511,510



(5) 契約の相手方の区分

(単位：件，円)

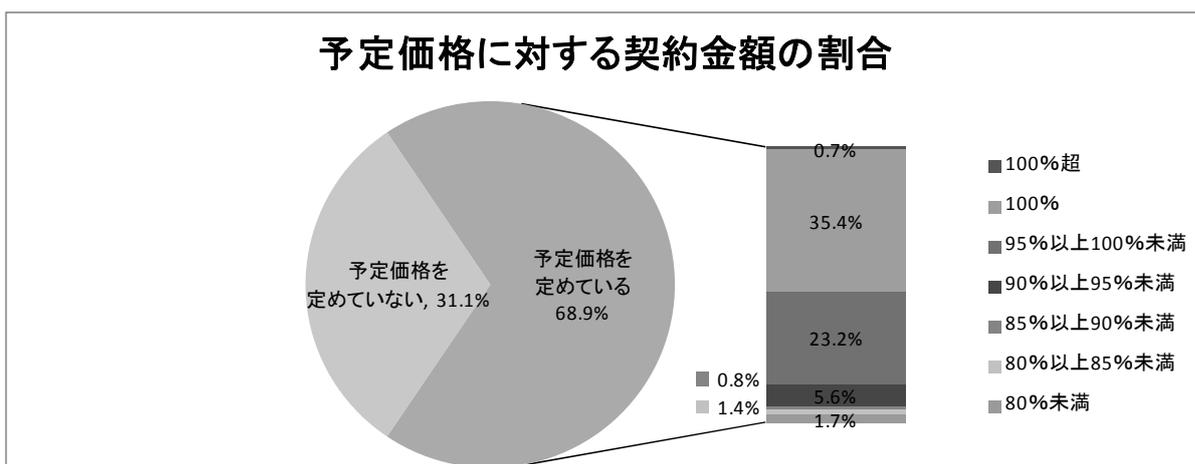
契約の相手方の区分	件数	金額	1件当たり平均金額
1 営利を目的とする法人又は個人	436	20,939,599,766	48,026,605
2 本市外郭団体	81	9,286,178,668	114,644,181
3 本市が関与する団体等	71	2,074,540,537	29,218,881
4 その他	126	10,190,899,394	80,880,154
合計	714	42,491,218,365	59,511,510



(6) 予定価格に対する契約金額の割合

(単位：件)

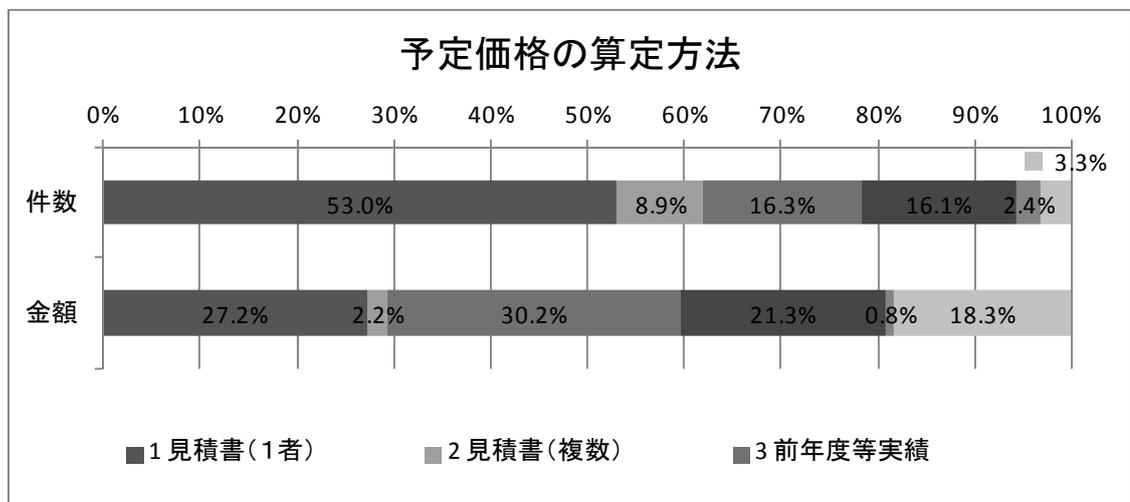
割合	件数
100%超	5
100%	253
95%以上100%未満	166
90%以上95%未満	40
85%以上90%未満	6
80%以上85%未満	10
80%未満	12
予定価格を定めていない	222
合計	714



(7) 予定価格の算定方法

(単位：件，円)

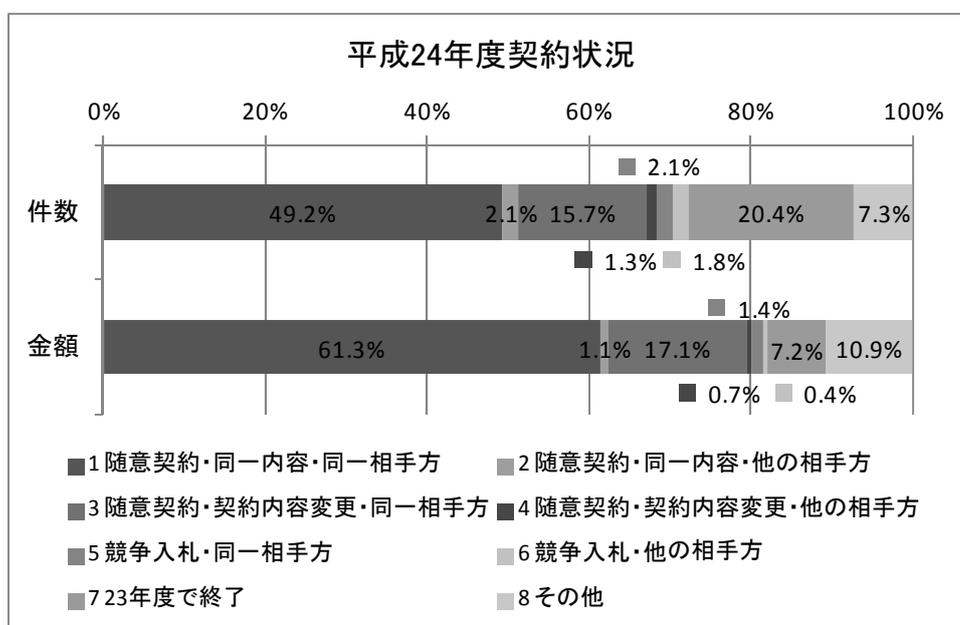
予定価格の算定方法	件数	契約金額
1 見積書（1者）	261	6,915,222,032
2 見積書（複数）	44	559,178,733
3 前年度等実績	80	7,675,974,449
4 積算基準	79	5,411,762,323
5 類似事例	12	202,272,139
6 その他	16	4,662,203,520
合計	492	25,426,613,196



(8) 平成24年度契約状況

(単位：件, 円)

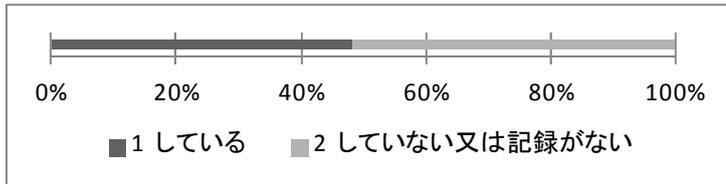
平成24年度契約状況	件数	金額
1 随意契約・同一内容・同一相手方	351	26,048,650,382
2 随意契約・同一内容・他の相手方	15	453,339,918
3 随意契約・契約内容変更・同一相手方	112	7,263,864,327
4 随意契約・契約内容変更・他の相手方	9	286,225,800
5 競争入札・同一相手方	15	577,768,359
6 競争入札・他の相手方	13	169,904,242
7 23年度で終了	146	3,073,244,883
8 その他	52	4,611,482,604
(空白)	1	6,737,850
合計	714	42,491,218,365



(9) 価格交渉

(単位：件，%)

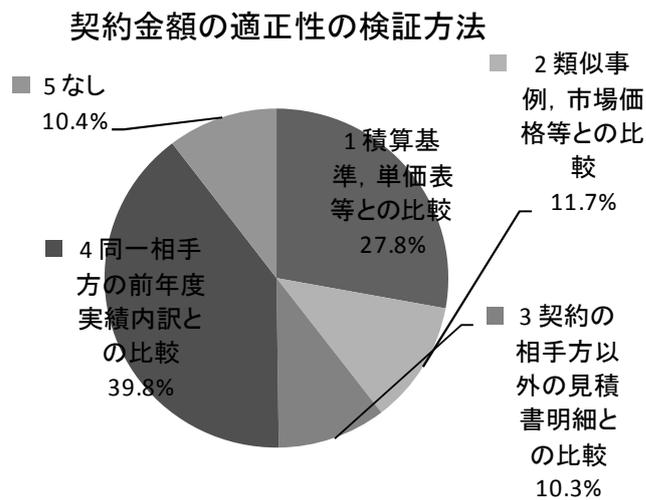
価格交渉	件数	割合
1 している	345	48.3
2 していない又は記録がない	369	51.7
合計	714	100.0



(10) 契約金額の適正性の検証方法

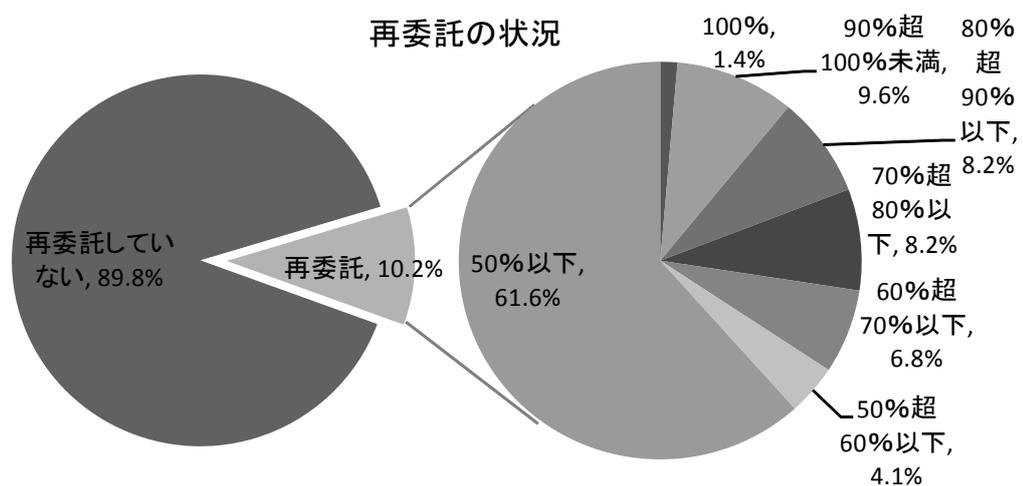
(単位：件，%)

契約金額の適正性の検証方法	件数	割合	割合
1 積算基準，単価表等との比較	198	27.7	27.8
2 類似事例，市場価格等との比較	83	11.6	11.7
3 契約の相手方以外の見積書明細との比較	73	10.2	10.3
4 同一相手方の前年度実績内訳との比較	283	39.6	39.8
5 なし	74	10.4	10.4
(空白)	3	0.4	-
合計	714	100.0	100.0



(11) 再委託の状況

契約金額に対する再委託金額の割合	件数
100%	1
90%超100%未満	7
80%超90%以下	6
70%超80%以下	6
60%超70%以下	5
50%超60%以下	3
50%以下	45
再委託していない	641
合計	714

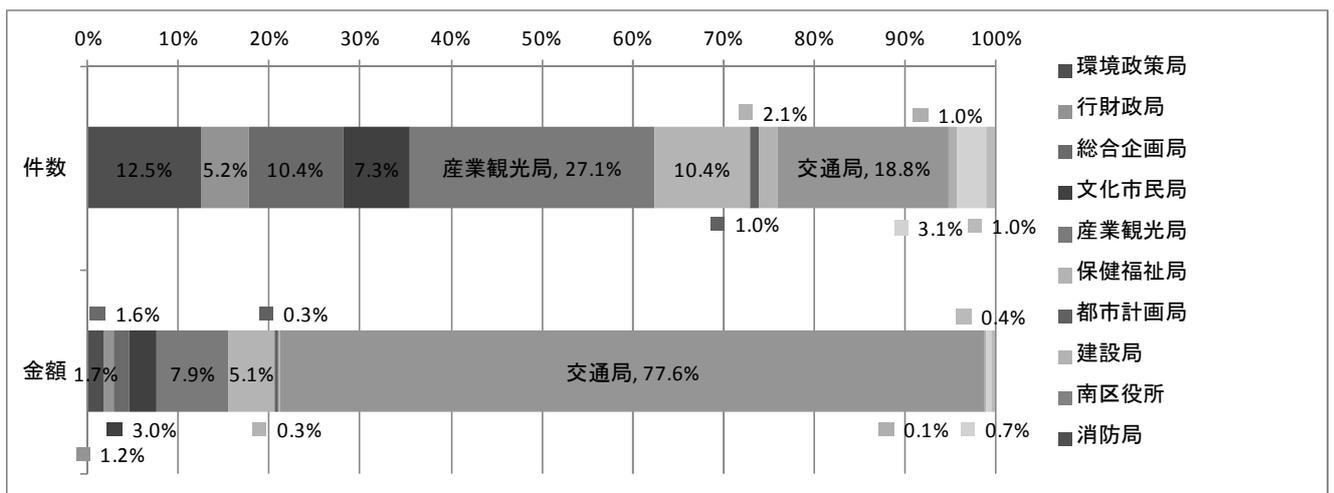


(12) コンペ・プロポーザルの状況

ア 局区等別件数及び金額

(単位：件，円，%)

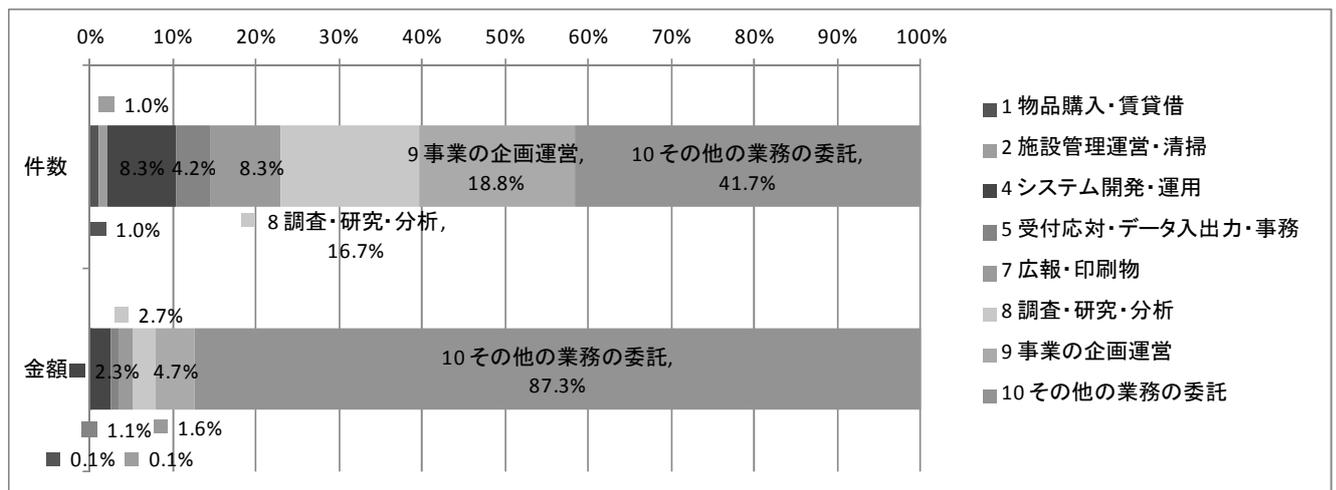
局区等名	件数	金額	割合	
			件数	金額
環境政策局	12	110,649,832	12.5	1.7
行財政局	5	81,167,898	5.2	1.2
総合企画局	10	109,818,470	10.4	1.6
文化市民局	7	201,225,445	7.3	3.0
産業観光局	26	525,727,922	27.1	7.9
保健福祉局	10	340,978,823	10.4	5.1
都市計画局	1	21,000,000	1.0	0.3
建設局	2	19,194,350	2.1	0.3
南区役所	0	0	0.0	0.0
消防局	0	0	0.0	0.0
交通局	18	5,169,046,181	18.8	77.6
上下水道局	0	0	0.0	0.0
市会事務局	1	7,784,448	1.0	0.1
教育委員会事務局	3	45,273,545	3.1	0.7
選挙管理委員会事務局	1	27,802,078	1.0	0.4
合計	96	6,659,668,992	100.0	100.0
1件当たり平均金額	-	69,371,552	-	-



イ 契約内容

(単位：件，円，%)

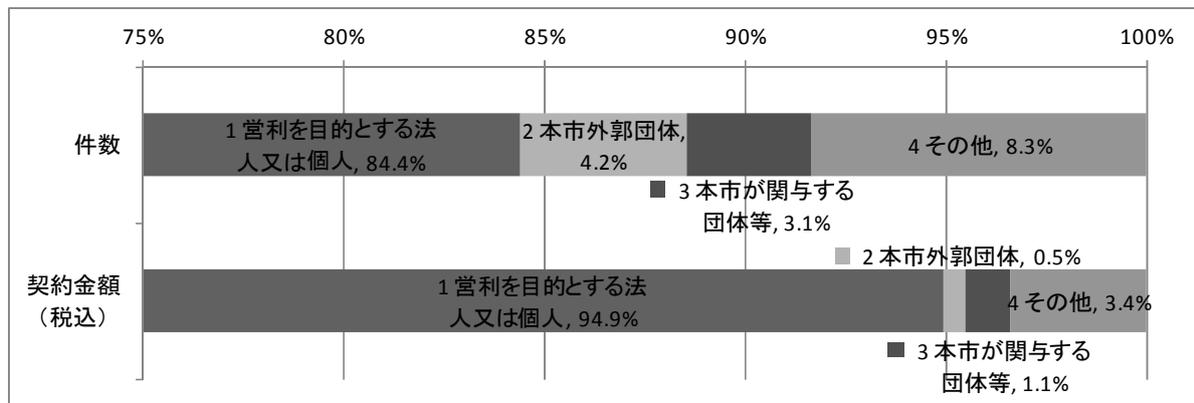
契約内容	件数	金額	割合		1件当たり 平均金額
			件数	金額	
1 物品購入・賃貸借	1	5,558,175	1.0	0.1	5,558,175
2 施設管理運営・清掃	1	5,040,000	1.0	0.1	5,040,000
3 設備保守管理	0	0	0.0	0.0	-
4 システム開発・運用	8	155,009,675	8.3	2.3	19,376,209
5 受付対応・データ入出力・事務	4	75,477,696	4.2	1.1	18,869,424
6 医療・福祉・健康増進	0	0	0.0	0.0	-
7 広報・印刷物	8	105,178,533	8.3	1.6	13,147,317
8 調査・研究・分析	16	181,926,350	16.7	2.7	11,370,397
9 事業の企画運営	18	315,947,735	18.8	4.7	17,552,652
10 その他の業務の委託	40	5,815,530,828	41.7	87.3	145,388,271
合計	96	6,659,668,992	100.0	100.0	69,371,552



ウ 契約の相手方の区分

(単位：件，円，%)

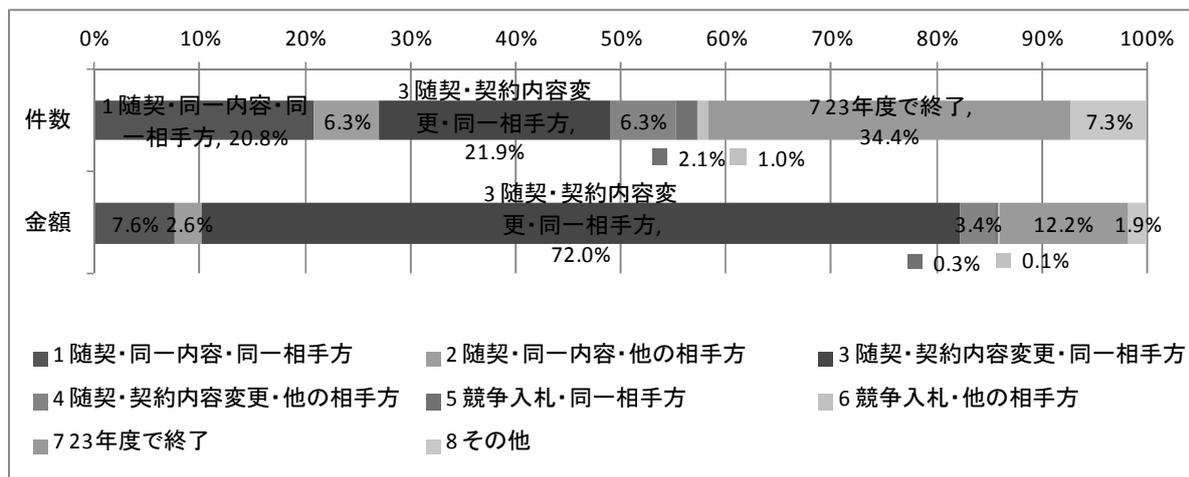
契約の相手方の区分	件数	金額	割合		1件当たり 平均金額
			件数	金額	
1 営利を目的とする法人又は個人	81	6,322,744,406	84.4	94.9	78,058,573
2 本市外郭団体	4	35,745,000	4.2	0.5	8,936,250
3 本市が関与する団体等	3	74,585,000	3.1	1.1	24,861,667
4 その他	8	226,594,586	8.3	3.4	28,324,323
合計	96	6,659,668,992	100.0	100.0	69,371,552



エ 平成24年度契約状況

(単位：件，円，%)

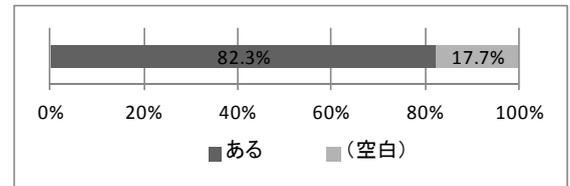
平成24年度契約状況	件数	金額	割合		1件当たり 平均金額
			件数	金額	
1 随契・同一内容・同一相手方	20	506,098,014	20.8	7.6	25,304,901
2 随契・同一内容・他の相手方	6	174,159,451	6.3	2.6	29,026,575
3 随契・契約内容変更・同一相手方	21	4,792,786,197	21.9	72.0	228,227,914
4 随契・契約内容変更・他の相手方	6	226,153,800	6.3	3.4	37,692,300
5 競争入札・同一相手方	2	19,305,500	2.1	0.3	9,652,750
6 競争入札・他の相手方	1	5,558,175	1.0	0.1	5,558,175
7 23年度で終了	33	810,963,457	34.4	12.2	24,574,650
8 その他	7	124,644,398	7.3	1.9	17,806,343
合計	96	6,659,668,992	100.0	100.0	69,371,552



オ コンペ・プロポーザルの実施基準等

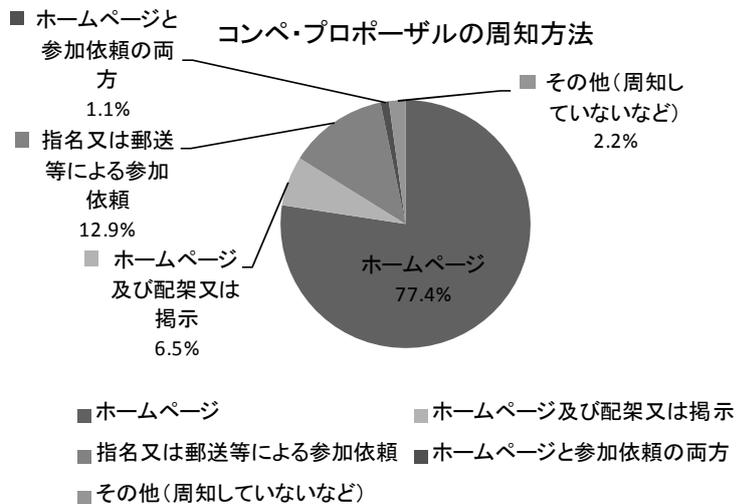
(単位：件，%)

実施基準等	件数	割合
ある	79	82.3
なし	17	17.7
合計	96	100.0



カ コンペ・プロポーザルの周知方法

周知方法	件数	割合	割合
ホームページ	72	75.0	77.4
ホームページ及び配架又は掲示	6	6.3	6.5
指名又は郵送等による参加依頼	12	12.5	12.9
ホームページと参加依頼の両方	1	1.0	1.1
その他（周知していないなど）	2	2.1	2.2
(空白)	3	3.1	-
合計	96	100.0	100.0

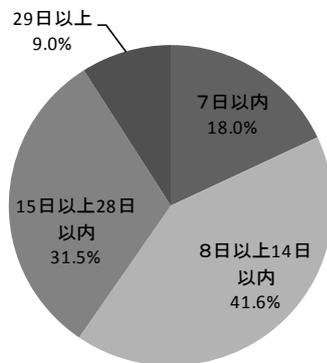


キ コンペ・プロポーザルの周知期間

(単位：件，%)

周知期間	件数	割合	割合
7日以内	16	16.7	18.0
8日以上14日以内	37	38.5	41.6
15日以上28日以内	28	29.2	31.5
29日以上	8	8.3	9.0
(空白)	7	7.3	-
合計	96	100.0	100.0
平均	14.4	-	-

コンペ・プロポーザルの周知期間

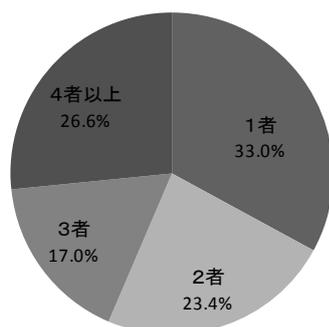


ク コンペ・プロポーザルの参加者数

(単位：件，%)

参加者数	件数	割合	割合
1者	31	32.3	33.0
2者	22	22.9	23.4
3者	16	16.7	17.0
4者以上	25	26.0	26.6
(空白)	2	2.1	-
合計	96	100.0	100.0
平均	2.9	-	-

コンペ・プロポーザルの参加者数



ケ コンペ・プロポーザルの選定者

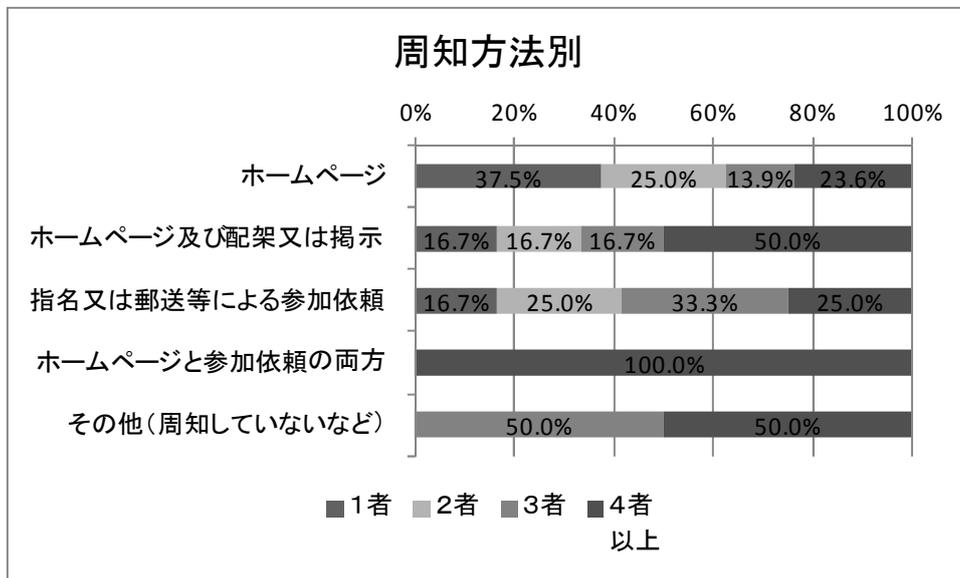
(単位：件，%)

選定者	件数	割合	割合
1 本市職員のみ	53	55.2	57.0
2 本市職員以外を含む	40	41.7	43.0
(空白)	3	3.1	-
合計	96	100.0	100.0

周知方法別

(単位：件，%)

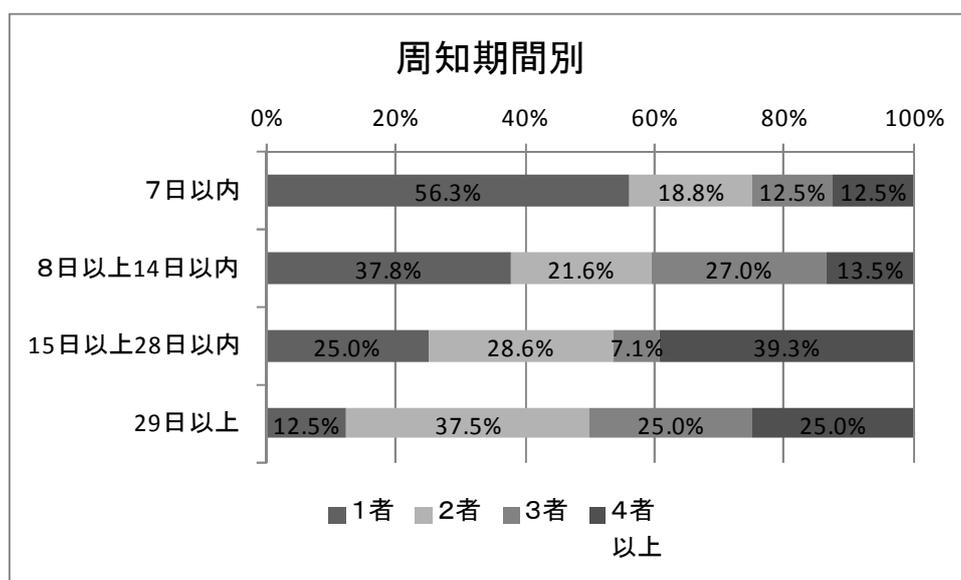
周知方法	件数				割合				平均
	1者	2者	3者	4者以上	1者	2者	3者	4者以上	
ホームページ	27	18	10	17	37.5	25.0	13.9	23.6	2.7
ホームページ及び配架又は掲示	1	1	1	3	16.7	16.7	16.7	50.0	4.2
指名又は郵送等による参加依頼	2	3	4	3	16.7	25.0	33.3	25.0	3.3
ホームページと参加依頼の両方	0	0	0	1	0.0	0.0	0.0	100.0	5.0
その他(周知していないなど)	0	0	1	1	0.0	0.0	50.0	50.0	4.0
合計	30	22	16	25	32.3	23.7	17.2	26.9	-



周知期間別

(単位：件，%)

周知期間	件数				割合				平均
	1者	2者	3者	4者以上	1者	2者	3者	4者以上	
7日以内	9	3	2	2	56.3	18.8	12.5	12.5	1.9
8日以上14日以内	14	8	10	5	37.8	21.6	27.0	13.5	2.4
15日以上28日以内	7	8	2	11	25.0	28.6	7.1	39.3	3.5
29日以上	1	3	2	2	12.5	37.5	25.0	25.0	2.9
合計	31	22	16	20	34.8	24.7	18.0	22.5	-



2 平成24年4月から6月までの間に締結した50万円以下の随意契約

(1) 局区等別件数及び金額

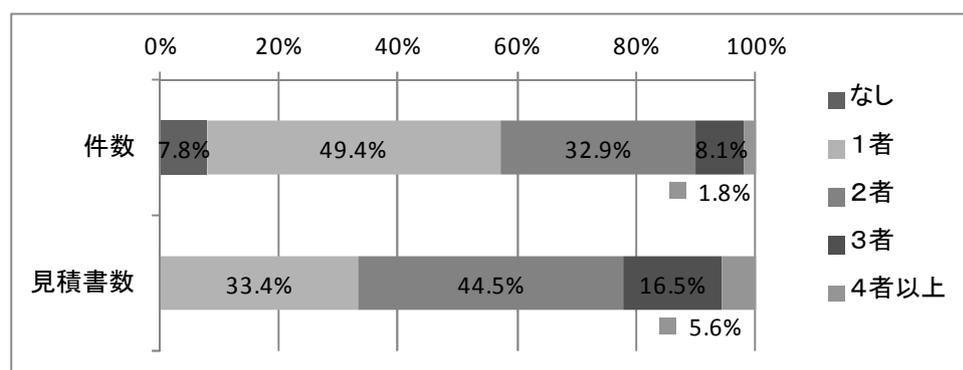
(単位：件、円、%)

局区等名	件数	金額	割合	
			件数	金額
環境政策局	1,294	87,251,783	8.5	9.7
行財政局	747	42,246,188	4.9	4.7
総合企画局	303	18,741,778	2.0	2.1
文化市民局	882	81,977,559	5.8	9.1
産業観光局	910	58,249,603	6.0	6.5
保健福祉局	2,624	181,271,476	17.2	20.1
都市計画局	412	21,234,146	2.7	2.4
建設局	1,652	97,242,764	10.8	10.8
会計室	44	1,881,313	0.3	0.2
北区役所	193	5,893,924	1.3	0.7
上京区役所	152	4,110,626	1.0	0.5
左京区役所	252	7,698,316	1.7	0.9
中京区役所	160	3,636,200	1.1	0.4
東山区役所	135	5,651,795	0.9	0.6
山科区役所	236	4,969,019	1.5	0.6
下京区役所	180	5,022,891	1.2	0.6
南区役所	198	5,875,153	1.3	0.7
右京区役所	273	8,259,790	1.8	0.9
西京区役所	235	6,296,033	1.5	0.7
洛西支所	101	5,367,064	0.7	0.6
伏見区役所	278	6,363,936	1.8	0.7
深草支所	67	1,710,201	0.4	0.2
醍醐支所	88	2,277,818	0.6	0.3
消防局	804	55,251,705	5.3	6.1
交通局	1,027	45,075,609	6.7	5.0
上下水道局	698	54,897,033	4.6	6.1
市会事務局	80	3,132,412	0.5	0.3
教育委員会事務局	1,124	75,007,085	7.4	8.3
選挙管理委員会事務局	16	535,153	0.1	0.1
人事委員会事務局	39	3,135,418	0.3	0.3
監査事務局	25	906,835	0.2	0.1
合計	15,229	901,170,626	100.0	100.0
1件当たり平均金額		59,175	-	-

(2) 徴した見積書の数

(単位：件，者)

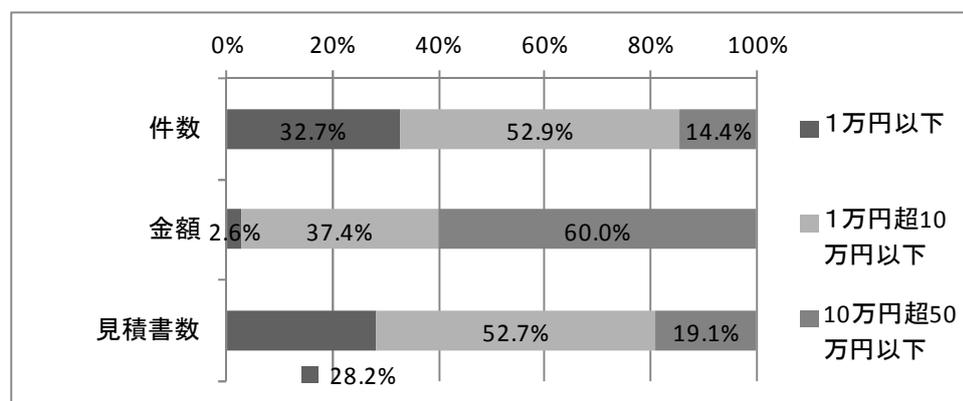
徴した見積書の数	件数	見積書数
なし	1,191	0
1者	7,516	7,516
2者	5,015	10,030
3者	1,239	3,717
4者以上	268	1,273
合計	15,229	22,536



(3) 支出負担行為額別件数及び金額並びに見積書数

(単位：件，円，者)

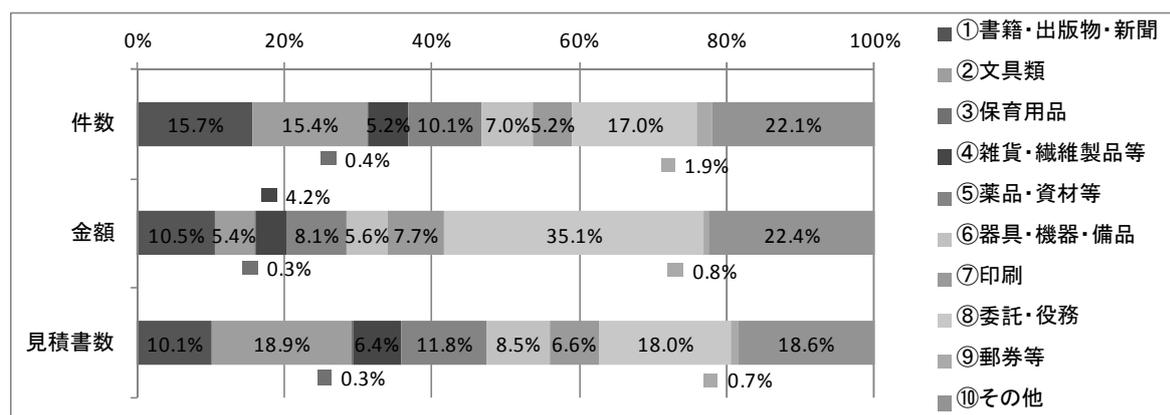
支出負担行為額	件数	金額	見積書数
1万円以下	4,976	23,548,941	6,361
1万円超10万円以下	8,057	336,740,906	11,869
10万円超50万円以下	2,196	540,880,779	4,306
合計	15,229	901,170,626	22,536



(4) 契約内容別件数及び金額並びに見積書数

(単位：件，円，者)

契約内容	件数	金額	見積書数	
				1件当たり平均
①書籍・出版物・新聞	2,391	94,537,406	2,275	1.0
②文具類	2,347	48,451,042	4,262	1.8
③保育用品	60	2,998,201	74	1.2
④雑貨・繊維製品等	796	37,620,236	1,444	1.8
⑤薬品・資材等	1,531	72,800,734	2,653	1.7
⑥器具・機器・備品	1,069	50,127,722	1,912	1.8
⑦印刷	797	69,460,081	1,496	1.9
⑧委託・役務	2,589	315,937,750	4,064	1.6
⑨郵券等	286	7,203,416	163	0.6
⑩その他	3,363	202,034,038	4,193	1.2
合計	15,229	901,170,626	22,536	1.5



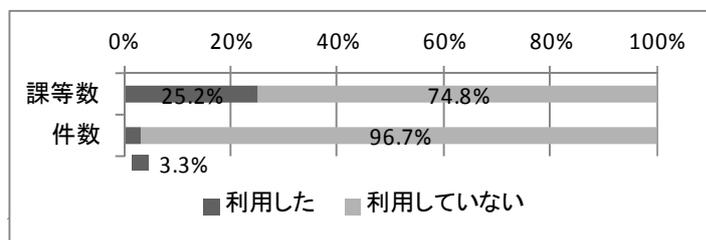
(5) オープンカウンター

ア 利用状況

(単位：課等，件)

	課等数	件数
利用した	80	316
利用していない	238	9,270
合計(注)	318	9,586

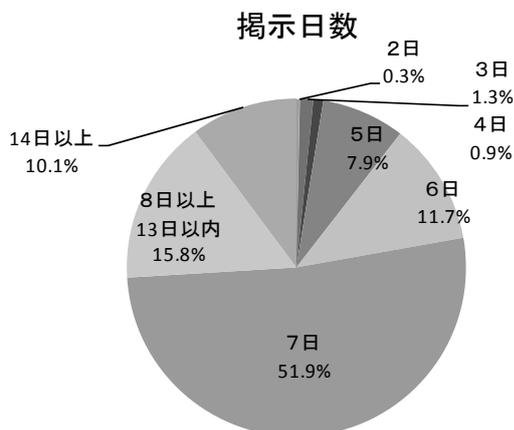
注 件数は，競争性がないと回答があった契約を除く



イ 揭示日数

(単位：件)

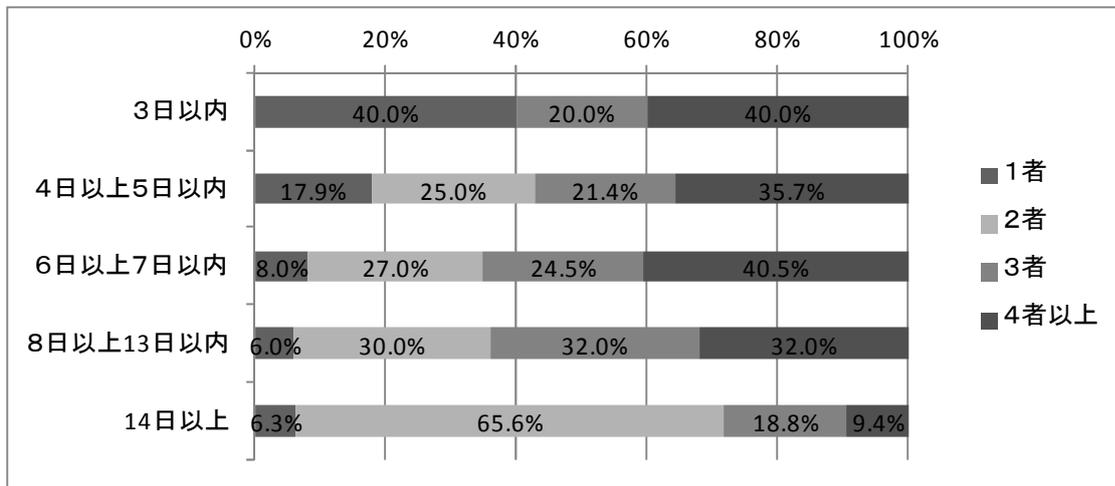
揭示日数	件数
1日	0
2日	1
3日	4
4日	3
5日	25
6日	37
7日	164
8日以上13日以内	50
14日以上	32
合計	316
平均日数	7.7



ウ 揭示日数別見積書数

(単位：件，者)

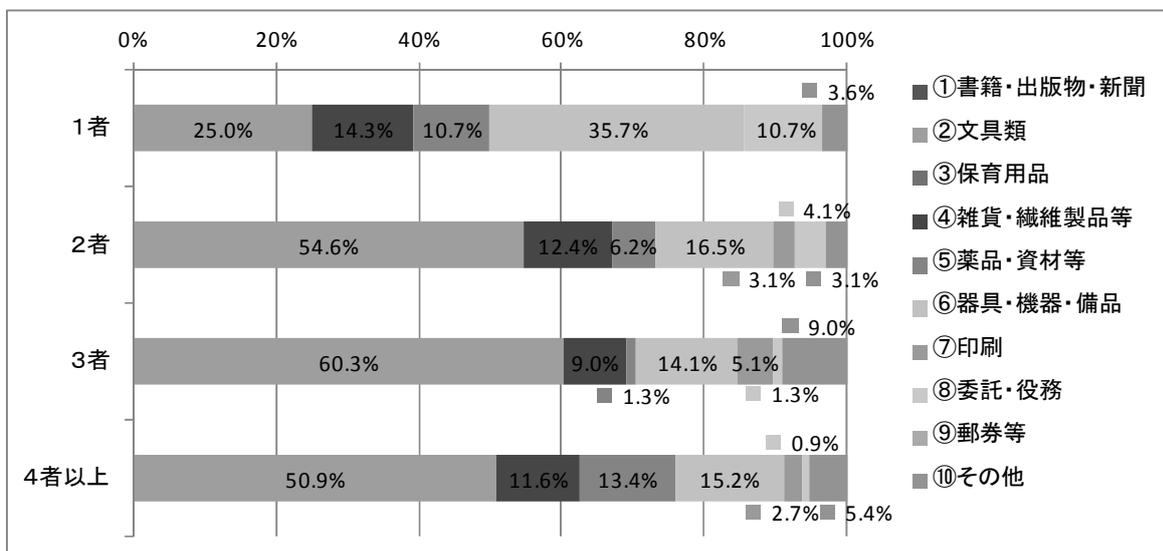
揭示日数	1者	2者	3者	4者以上	(空白)	合計	平均見積書数
3日以内	2	0	1	2		5	2.6
4日以上5日以内	5	7	6	10		28	3.0
6日以上7日以内	16	54	49	81	1	201	3.4
8日以上13日以内	3	15	16	16		50	3.2
14日以上	2	21	6	3		32	2.3
合計	28	97	78	112	1	316	3.2



エ 契約内容別見積書数

(単位：件，者)

契約内容	1者	2者	3者	4者以上	(空白)	合計	平均 見積書数
①書籍・出版物・新聞	0	0	0	0		0	-
②文具類	7	53	47	57	1	165	3.2
③保育用品	0	0	0	0		0	-
④雑貨・繊維製品等	4	12	7	13		36	3.1
⑤薬品・資材等	3	6	1	15		25	3.8
⑥器具・機器・備品	10	16	11	17		54	3.0
⑦印刷	0	3	4	3		10	3.4
⑧委託・役務	3	4	1	1		9	2.0
⑨郵券等	0	0	0	0		0	-
⑩その他	1	3	7	6		17	3.4
合計	28	97	78	112	1	316	-

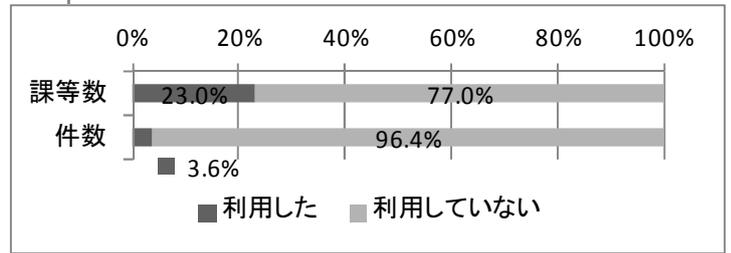


(6) インターネット購入

ア 利用状況

(単位：課等，件)

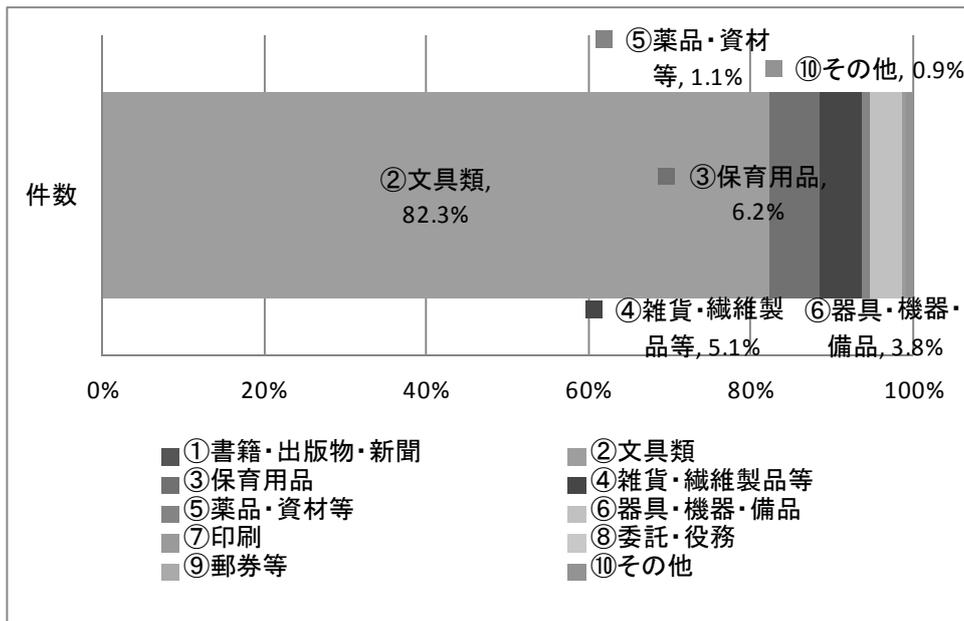
	課等数	件数
利用した	73	548
利用していない	245	14,681
合計	318	15,229



イ 契約内容別件数

(単位：件)

契約内容	件数
①書籍・出版物・新聞	0
②文具類	451
③保育用品	34
④雑貨・繊維製品等	28
⑤薬品・資材等	6
⑥器具・機器・備品	21
⑦印刷	3
⑧委託・役務	0
⑨郵券等	0
⑩その他	5
合計	548



3 質問票の集計結果

(1)以下の表の単位は全てパーセント。

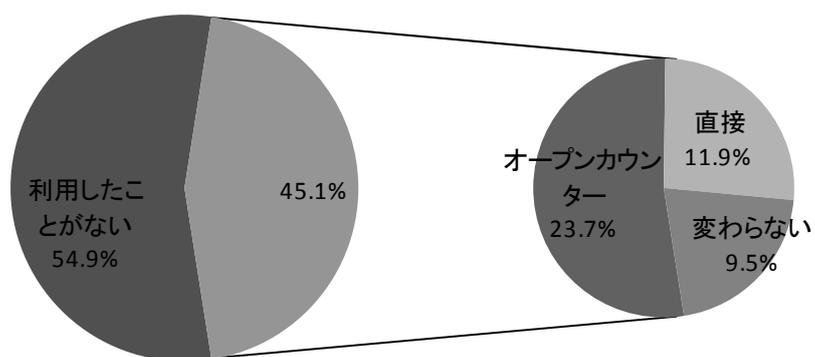
(見積書の徴取についての質問)

(1) オープンカウンターの利用状況

(1-1) 業者に直接見積書を依頼する方法と比較して、どちらがよいですか。

オープンカウンター	23.7
直接	11.9
変わらない	9.5
利用したことがない	54.9

オープンカウンターの利用状況



(1-2) (1-1)の回答理由（複数回答可）

「オープンカウンター」と回答

時間の問題	22.9
契約金額の問題	62.9
手間の問題	54.3
業者対応の問題	51.4
上記以外	30.0

「直接」と回答

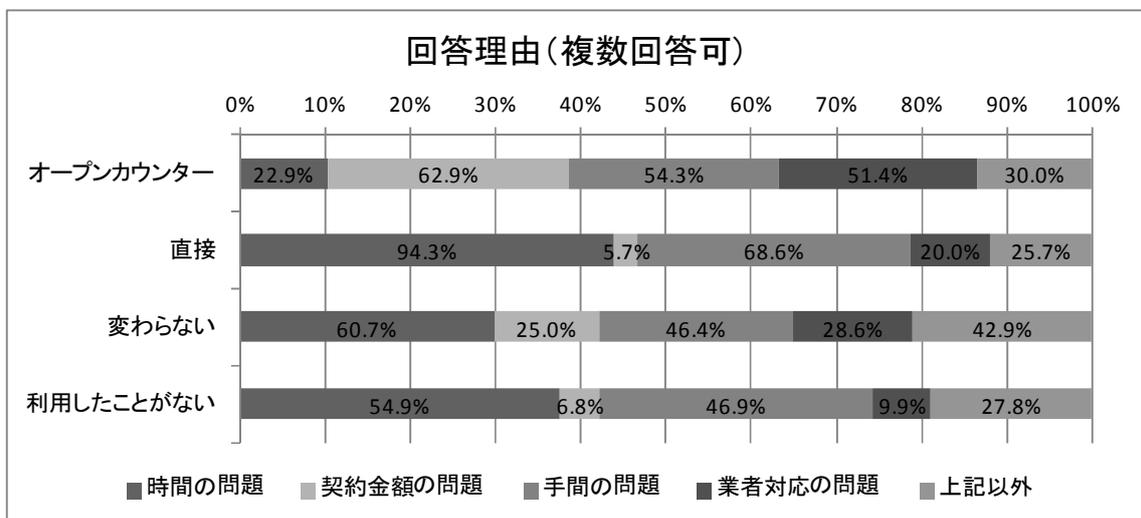
時間の問題	94.3
契約金額の問題	5.7
手間の問題	68.6
業者対応の問題	20.0
上記以外	25.7

「変わらない」と回答

時間の問題	60.7
契約金額の問題	25.0
手間の問題	46.4
業者対応の問題	28.6
上記以外	42.9

「利用したことがない」と回答

時間の問題	54.9
契約金額の問題	6.8
手間の問題	46.9
業者対応の問題	9.9
上記以外	27.8

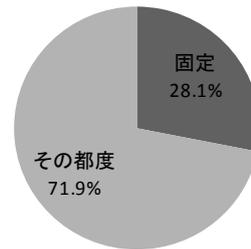


(2) 見積書の依頼及び価格

見積書を依頼する相手方の選定

(2-1) 見積書を依頼する相手方の選定について

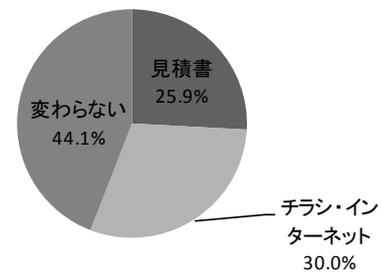
固定	28.1
その都度	71.9



(2-2) 見積書の価格と、折り込みチラシやインターネットなどで公になっている値下げ価格とでは、通常どちらが安いのか

見積書	25.9
チラシ・インターネット	30.0
変わらない	44.1

見積書の価格と、折り込みチラシやインターネットなどで公になっている値下げ価格とでは、通常どちらが安いのか



(事務の実施とチェックについての質問)

(3) 事務の実施方法

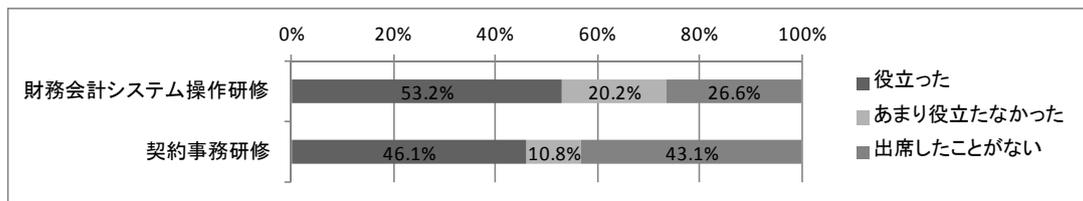
(3-1) 契約事務に係る研修について

財務会計システム操作研修

役立った	53.2
あまり役立たなかった	20.2
出席したことがない	26.6

契約事務研修

役立った	46.1
あまり役立たなかった	10.8
出席したことがない	43.1



(3-2) 契約事務に係るマニュアル等について

財務会計システム操作研修テキスト

参照しやすい	51.5
参照しにくい	18.2
参照したことがない	30.3

契約事務研修テキスト

参照しやすい	51.7
参照しにくい	19.3
参照したことがない	29.1

財務会計システム操作マニュアル

参照しやすい	56.1
参照しにくい	25.7
参照したことがない	18.2

契約課イントラネットホームページ

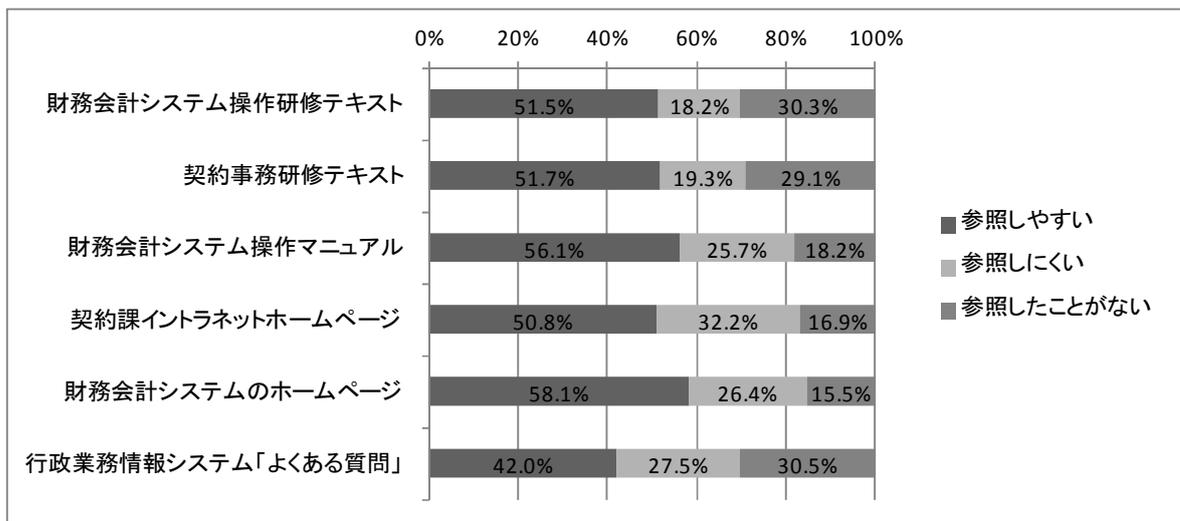
参照しやすい	50.8
参照しにくい	32.2
参照したことがない	16.9

財務会計システムのホームページ

参照しやすい	58.1
参照しにくい	26.4
参照したことがない	15.5

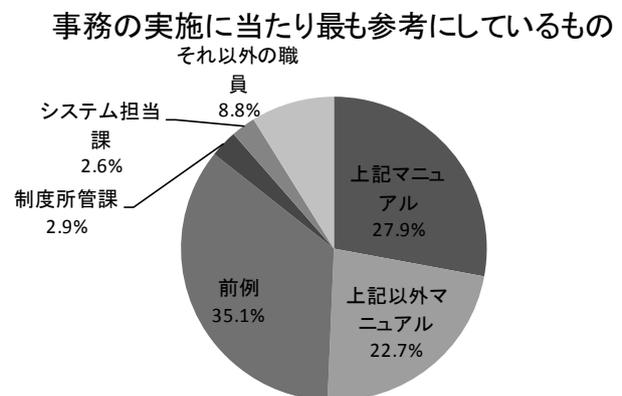
行政業務情報システム「よくある質問」

参照しやすい	42.0
参照しにくい	27.5
参照したことがない	30.5



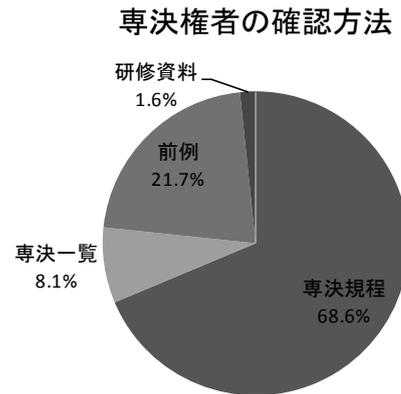
(3-3) 事務の実施に当たり最も参考になっているもの

上記マニュアル	27.9
上記以外マニュアル	22.7
前例	35.1
制度所管課	2.9
システム担当課	2.6
それ以外の職員	8.8



(3-4) 専決権者の確認方法

専決規程	68.6
専決一覧	8.1
前例	21.7
研修資料	1.6
その他のもの	0.0
確認していない	0.0



(4) 財務会計システムへの入力方法

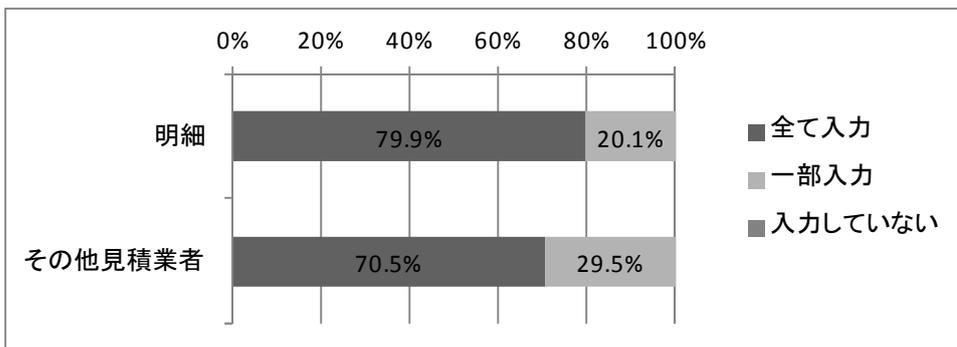
(4-1) 項目の入力

明細

全て入力	79.9
一部入力	20.1
入力していない	0.0

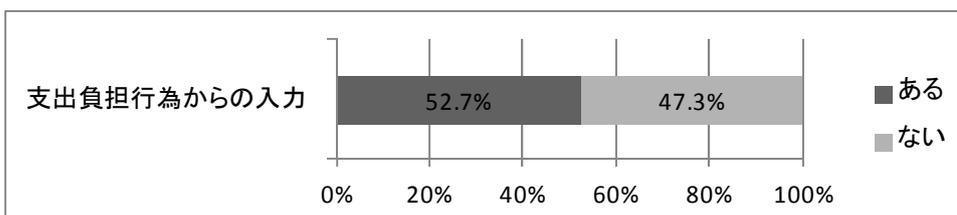
その他見積業者

全て入力	70.5
一部入力	29.5
入力していない	0.0



(4-2) 支出負担行為からの入力

ある	52.7
ない	47.3

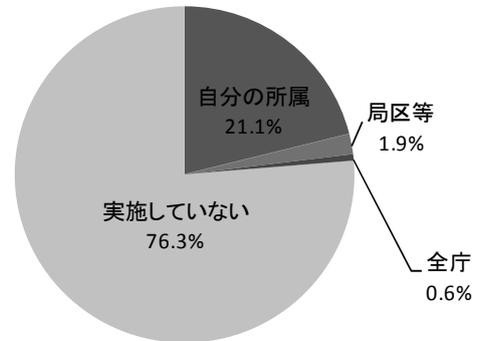


(5) 定期点検の実施状況

(5-1) 随意契約に係る事務についての定期点検の範囲

自分の所属	21.1
事業課等	0.0
局区等	1.9
全庁	0.6
その他	0.0
実施していない	76.3

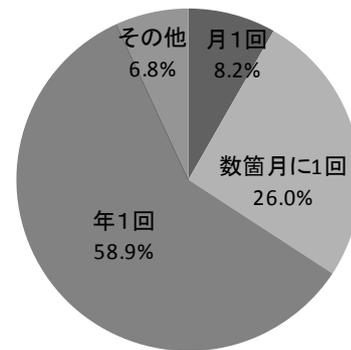
随意契約に係る事務についての定期点検の範囲



(5-2) 実施している定期点検の頻度

月1回	8.2
数箇月に1回	26.0
年1回	58.9
複数年に1回	0.0
その他	6.8

実施している定期点検の頻度



(5-3) エラー防止に必要と思われるもの（「非常にそう思う」は上位3つまで）

契約制度を分かりやすくして欲しい

非常にそう思う	23.5	91.5
そう思う	68.1	
あまりそう思わない	8.5	8.5

システムの操作方法を分かりやすくして欲しい

非常にそう思う	24.4	85.7
そう思う	61.2	
あまりそう思わない	14.3	14.3

各マニュアルや通知文等で説明されていることをまとめて欲しい

非常にそう思う	49.2	94.8
そう思う	45.6	
あまりそう思わない	5.2	5.2

初めて担当する際に最低限必要なことをすぐに教えて欲しい

（担当者・係長・所属長等に対する研修の改善など）

非常にそう思う	32.9	92.5
そう思う	59.6	
あまりそう思わない	7.5	7.5

自分でチェックするためのポイントや具体的事例、ひな型などが知りたい

非常にそう思う	22.5	92.5
そう思う	70.0	
あまりそう思わない	7.5	7.5

誰かにチェックして欲しい

（他の所属によるチェック，システム上のエラーチェック，随時確認できるなど）

非常にそう思う	8.5	78.2
そう思う	69.7	
あまりそう思わない	21.8	21.8

所属で処理すべき契約の件数を減らして欲しい

（集中購買対象物品の拡大，一括調達機関の設置など）

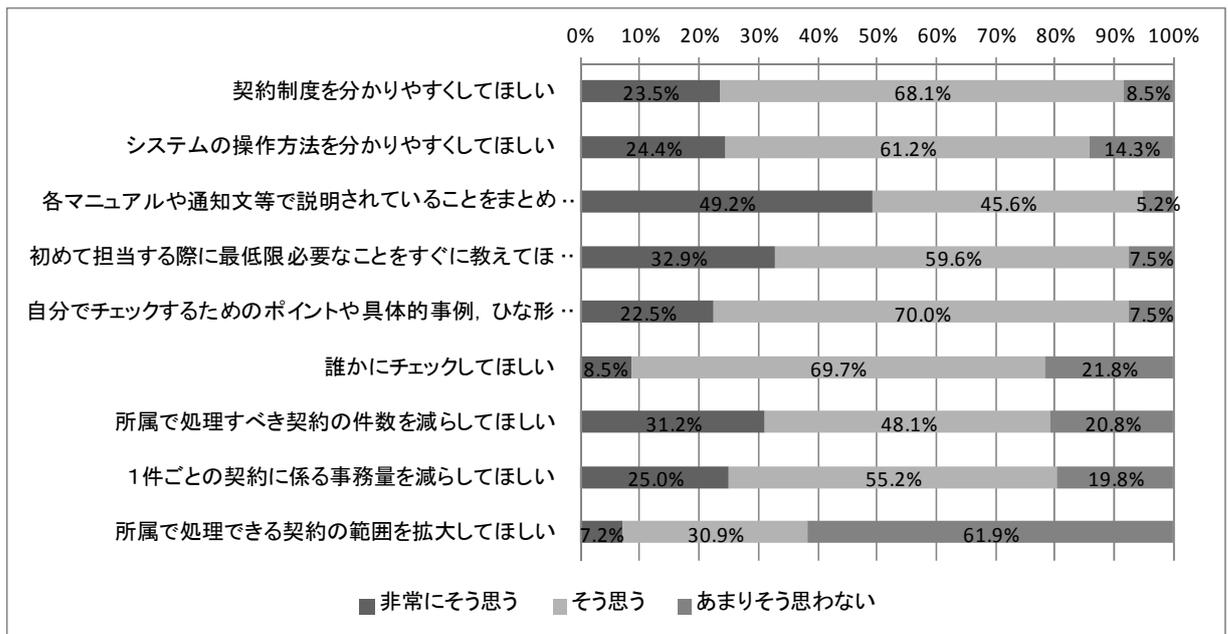
非常にそう思う	31.2	79.2
そう思う	48.1	
あまりそう思わない	20.8	20.8

1件ごとの契約に係る事務量を減らして欲しい

非常にそう思う	25.0	80.2
そう思う	55.2	
あまりそう思わない	19.8	19.8

所属で処理できる契約の範囲を拡大して欲しい
(所属長の専決権限の更なる拡大など)

非常にそう思う	7.2	38.1
そう思う	30.9	
あまりそう思わない	61.9	61.9



(全庁的に共通する物品の購入についての質問)

(6) 集中購買制度の利用状況

(6-1) 集中購買対象物品で、(集中購買制度を利用せずに) 随意契約によって購入したことがあるもの

再生コピー用紙(A3, B4, A4)	8.4
封筒(長3, 角2, 角0ボックス)京都市用	4.5
宛名シール	10.0
賞状用紙(B3判, A3判)縦書き	4.9
プリンター用トナーカートリッジ	27.8
自動製版印刷機用マスター・インク	3.9
自動製版印刷機本体	1.3
ノートパソコン	3.9
ファクシミリ	3.2
自転車	2.3
事務用机・いす・保管庫・ファイリングキャビネット・掃除用具入れ・ロッカー・デスク補助棚	11.0

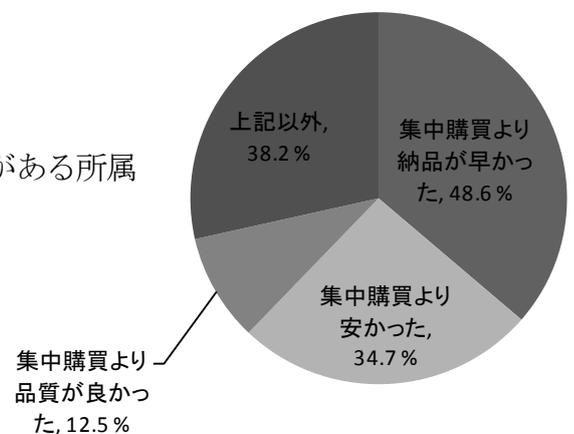
上記のうち1つでも購入したことがある所属

ある	46.6
ない	53.4

(6-2) 【6-1で1つ以上○があった場合】集中購買を利用しなかった理由(複数回答)

集中購買より納品が早かった	48.6
集中購買より安かった	34.7
集中購買より品質が良かった	12.5
上記以外	38.2

集中購買を利用しなかった理由



(6-3) 新たに集中購買の対象として欲しい物品等がある所属

ある	57.6
ない	42.4

公営企業への質問

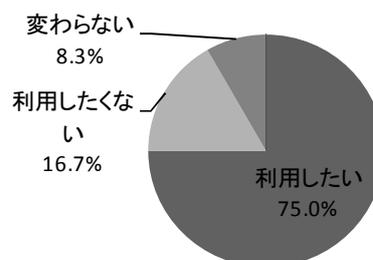
(見積書の徴取についての質問)

(1) オープンカウンター

(1-1) 業者に直接見積書を依頼する方法と比較して、どう思うか。

利用したい	75.0
利用したくない	16.7
変わらない	8.3
機会がない	0.0

業者に直接見積書を依頼する方法と比較して、どう思うか



(1-2) (1-1)の回答理由 (複数回答可)

「利用したい」と回答

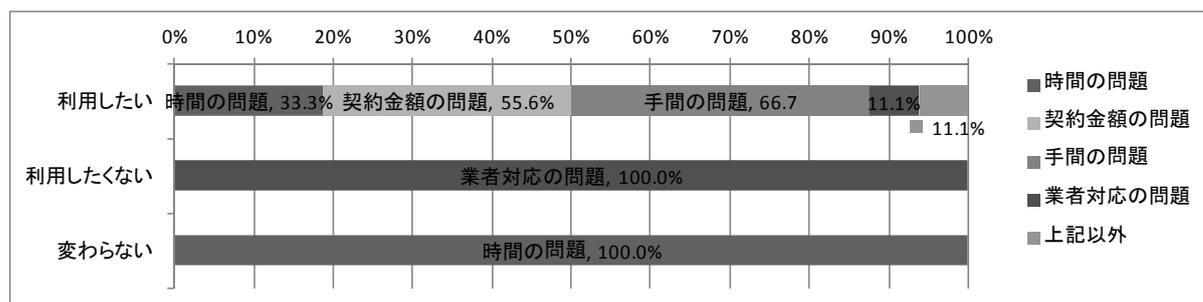
時間の問題	33.3
契約金額の問題	55.6
手間の問題	66.7
業者対応の問題	11.1
上記以外	11.1

「利用したくない」と回答

時間の問題	0.0
契約金額の問題	0.0
手間の問題	0.0
業者対応の問題	100.0
上記以外	0.0

「変わらない」と回答

時間の問題	100.0
契約金額の問題	0.0
手間の問題	0.0
業者対応の問題	0.0
上記以外	0.0



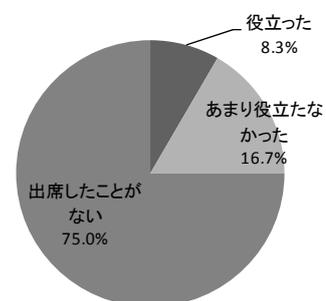
(事務の実施とチェックについての質問)

(2) 事務の実施方法

(2-1) 契約事務に係る研修について

役立った	8.3
あまり役立たなかった	16.7
出席したことがない	75.0

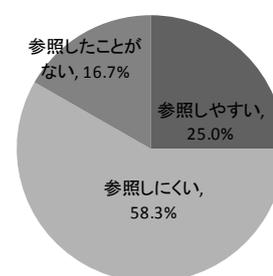
契約事務に係る研修について



(2-2) 契約事務に係るマニュアル等について

参照しやすい	25.0
参照しにくい	58.3
参照したことがない	16.7

契約事務に係るマニュアル等について



資料2 抽出調査の集計結果

目 次

資料2 抽出調査の集計結果	1
1 随意契約理由について	2
(1) 製造開発	2
(2) 過年度実績	2
2 競争的手法の導入の検討について.....	2
(1) 他の相手方	2
(2) 他の方法	2
(3) 権利の確認	2
(4) 分離調達	3
(5) 再委託先選定	3
3 契約金額の適正性の検討について.....	4
(1) 積算	4
(2) 履行確認	4
4 調査・確認方法について	5
(1) 事前協議	5
(2) 業者数	5
(3) 調査方法	5
ア 他都市照会	5
イ 他の複数の業者への直接の依頼.....	5
ウ ホームページへの掲載等による他の業者への依頼.....	5
(4) 定期的調査	6
ア 他都市照会	6
イ 他の複数の業者への直接の依頼.....	6
ウ ホームページへの掲載等による他の業者への依頼.....	6
5 契約方法について	7
(1) 契約期間	7
(2) 総額評価	7
(3) 長期継続	7
(4) 権利帰属先	7
6 コンペ・プロポーザルについて.....	8
(1) 共通ルール	8
(2) 選定委員	8
(3) 価格評価	8
(4) 基準公表	8
(5) 結果公表	9

ア	相手方（受託候補者）	9
イ	参加者数	9
ウ	参加者別の得点	9

表記に関する注意事項

文中及び表中に用いる比率は、小数点以下第2位を四捨五入した。そのため、構成比については、総計と内訳の計とが一致しない場合がある。

資料2 抽出調査の集計結果

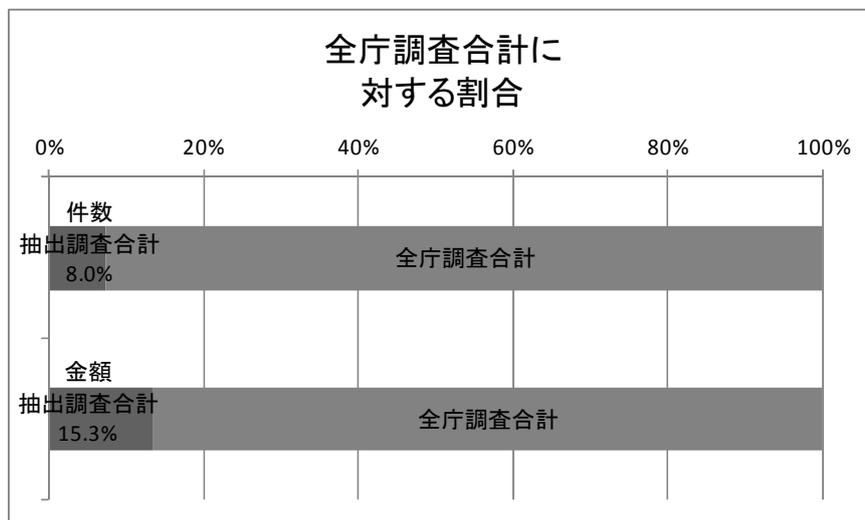
1 以下の表の単位は全てパーセント。

特記がない場合、○は「はい」又は「該当する」、×は「いいえ」又は「該当しない」を指す。

なお、抽出した契約は次のとおりである。

(単位：件、円、%)

	抽出調査合計	全庁調査合計	全庁調査合計に対する割合
件数	57	714	8.0
金額	6,497,324,724	42,491,218,365	15.3

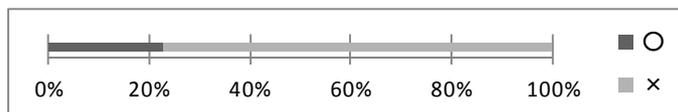


1 随意契約理由について

(1) 製造開発

情報システム・施設等の機械設備その他で、製造者又は開発者等にしか履行できないことを理由に、（保守管理・改修等について）当該相手方と随意契約しているものですか。

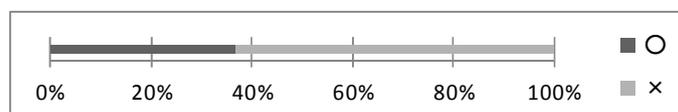
○	22.8
×	77.2



(2) 過年度実績

過去にプロポーザル・コンペ・競争入札等で決定した相手方と、（実績・ノウハウ等があることを理由に）随意契約しているものですか。

○	36.8
×	63.2

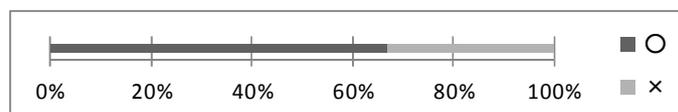


2 競争的手法の導入の検討について

(1) 他の相手方

他に履行可能な者がいないかどうか、確認していますか。

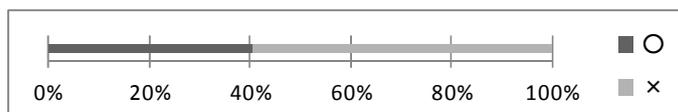
○	66.7
×	33.3



(2) 他の方法

金額の多寡に関わらず、他の類似の方法（権利・技術・ノウハウ・施設等）を用いても実施できる者がいないか、確認していますか。

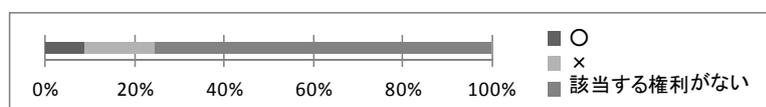
○	40.4
×	59.6



(3) 権利の確認

特許権、著作権その他の排他的権利の対象を具体的に確認していますか。

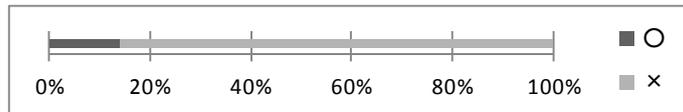
○	8.8
×	15.8
該当する権利がない	75.4



(4) 分離調達

契約内容の分離を検討していますか。又は、既に分離していますか。

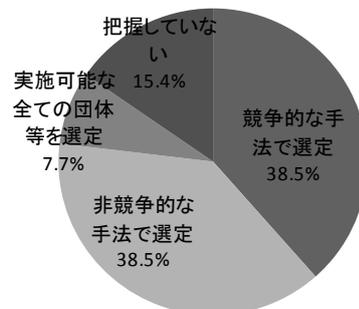
○	14.0
×	86.0



(5) 再委託先選定

再委託先又は業務の実施先の選定方法を把握していますか。

競争的な手法で選定	8.9	38.5
非競争的な手法で選定	8.9	38.5
実施可能な全ての団体等を選定	1.8	7.7
把握していない	3.6	15.4
再委託していない	76.8	

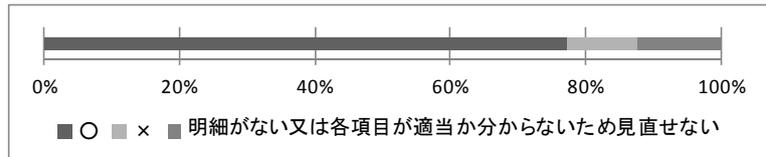


3 契約金額の適正性の検討について

(1) 積算

予定価格又は契約金額について、過大又は不要となった項目等が含まれていないか見直していますか。

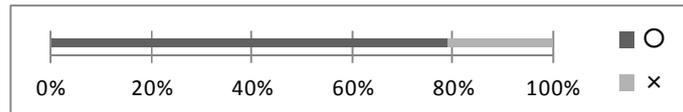
○	77.2
×	10.5
明細がない又は各項目が適当か分からないため見直せない	12.3



(2) 履行確認

仕様書や見積書明細に記載された業務や作業について、記載のとおり実施されているか、実際に確認していますか（再委託先の状況を含む。）。

○	78.9
×	21.1

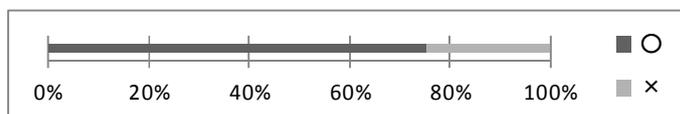


4 調査・確認方法について

(1) 事前協議

随意契約の方法によることや、相手方の選定方法等について、事前審査を受けたり、局等と事前協議をしましたか。

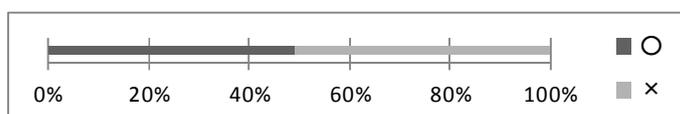
○	75.4
×	24.6



(2) 業者数

(当該業務自体の履行可否や履行可能金額にかかわらず) 同業他社を把握していますか。

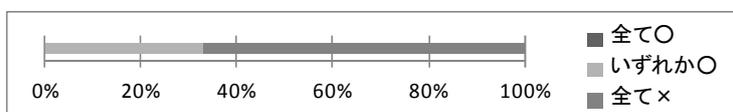
○	49.1
×	50.9



(3) 調査方法

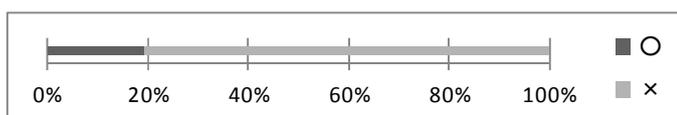
競争的手法の導入の可否や契約金額の適正性について、次の方法により調査・確認したことがありますか。

全て○	0.0
いずれか○	32.7
全て×	67.3



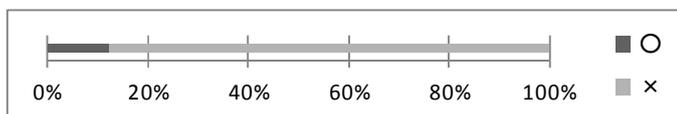
ア 他都市照会

○	19.3
×	80.7



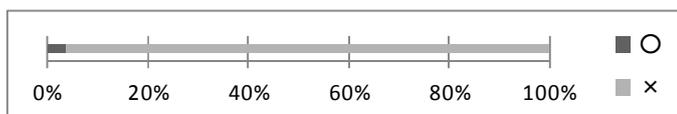
イ 他の複数の業者への直接の依頼

○	12.3
×	87.7



ウ ホームページへの掲載等による他の業者への依頼

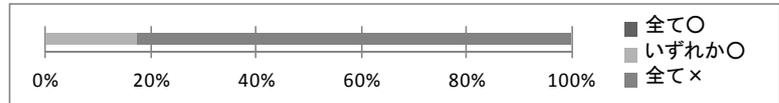
○	3.6
×	96.4



(4) 定期的調査

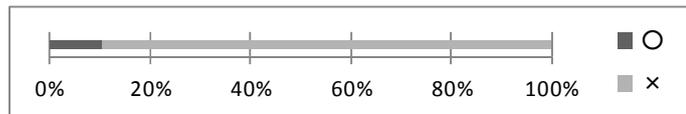
競争的手法の導入の可否や契約金額の適正性について、上に掲げた3つのいずれかの方法で定期的に確認していますか。

全て○	0.0
いずれか○	17.5
全て×	82.5



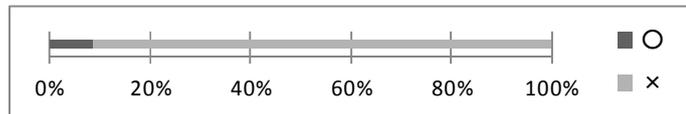
ア 他都市照会

○	10.5
×	89.5



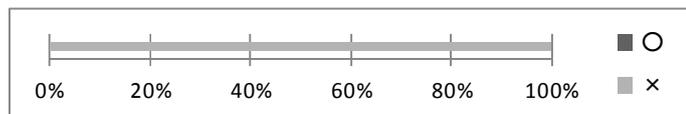
イ 他の複数の業者への直接の依頼

○	8.8
×	91.2



ウ ホームページへの掲載等による他の業者への依頼

○	0.0
×	100.0

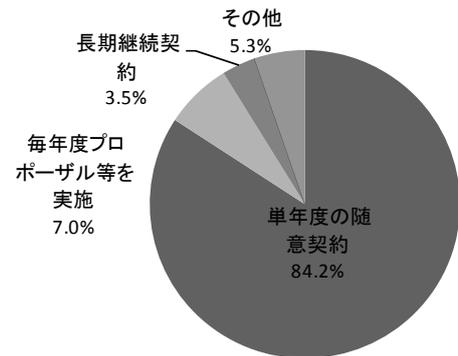


5 契約方法について

(1) 契約期間

契約期間はどのようにしていますか。

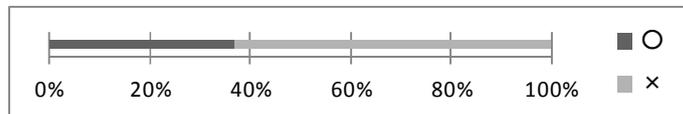
単年度の随意契約	84.2
毎年度プロポーザル等を実施	7.0
長期継続契約	3.5
債務負担行為等による複数年契約	0.0
その他	5.3



(2) 総額評価

最初に当該業者を相手方として決定した年度に、2年目以降の費用について評価等を行いましたか。

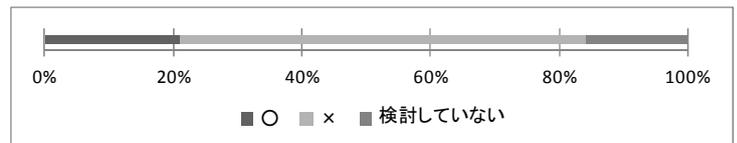
○	36.8
×	63.2



(3) 長期継続

長期継続契約が可能な契約ですか。

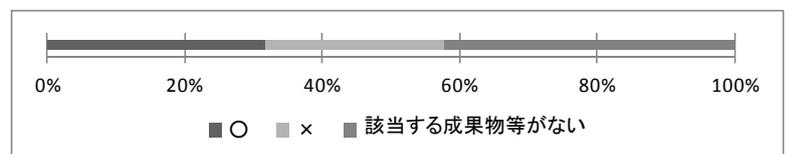
○	21.1
×	63.2
検討していない	15.8



(4) 権利帰属先

成果物や業務マニュアルなどの権利やデータの帰属先について、契約書などで全て明確にしていますか。

○	31.6
×	26.3
該当する成果物等がない	42.1



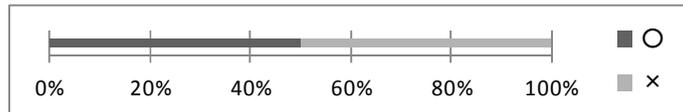
6 コンペ・プロポーザルについて

注 抽出した契約のうち、全庁調査において、随意契約ガイドライン上の区分「(4) コンペ・プロポーザル」を選択した14件のみ対象

(1) 共通ルール

プロポーザル等に係る共通のルールがありますか。

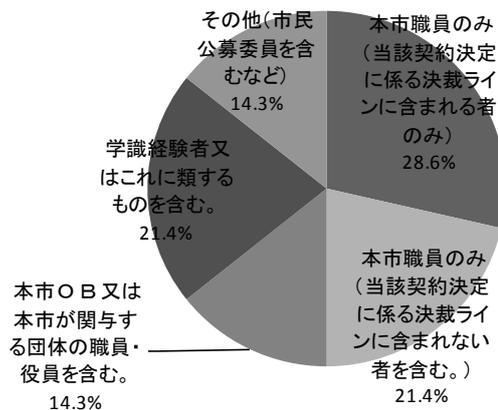
○	50.0
×	50.0



(2) 選定委員

選定委員はどのような構成ですか。

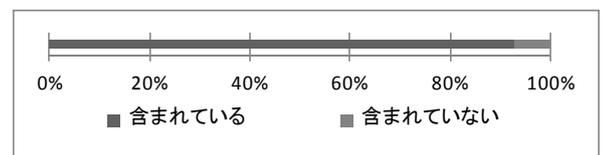
本市職員のみ（当該契約決定に係る決裁ラインに含まれる者のみ）	28.6
本市職員のみ（当該契約決定に係る決裁ラインに含まれない者を含む。）	21.4
本市OB又は本市が関与する団体の職員・役員を含む。	14.3
学識経験者又はこれに類するものを含む。	21.4
その他（市民公募委員を含むなど）	14.3



(3) 価格評価

選定基準（具体的な評価項目及び配点）に価格の要素は含まれていますか。

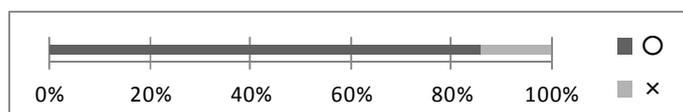
含まれている	92.9
含まれていないが別途評価している	0.0
含まれていない	7.1
選定基準を定めていない	0.0



(4) 基準公表

選定基準を事前に公表し、又は参加予定者に周知していますか。

○	85.7
×	14.3



(5) 結果公表

次の選定結果をホームページ等で公表していますか。

ア 相手方（受託候補者）

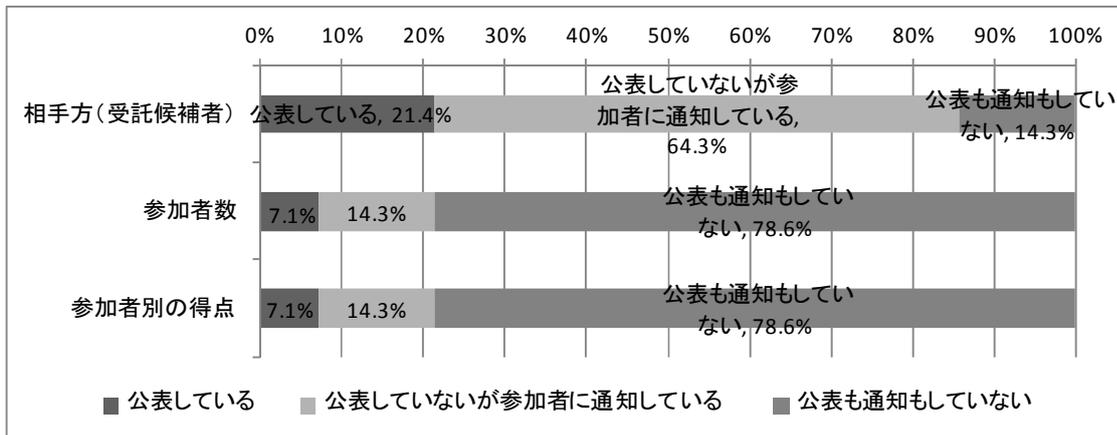
公表している		21.4
公表していないが参加者に通知している	64.3	78.6
公表も通知もしていない	14.3	

イ 参加者数

公表している		7.1
公表していないが参加者に通知している	14.3	92.9
公表も通知もしていない	78.6	

ウ 参加者別の得点

公表している		7.1
公表していないが参加者に通知している	14.3	92.9
公表も通知もしていない	78.6	



資料3 平成23年度財務会計システム等の集計結果

目 次

資料3 平成23年度財務会計システム等の集計結果	1
1 局区等別契約区分	1
2 調達区分	2
3 競争入札の落札率	3
4 随意契約の根拠法令	4
5 契約金額	5
(1) 競争入札	5
(2) 随意契約	6

表記に関する注意事項

文中及び表中に用いる比率は、小数点以下第2位を四捨五入した。

資料3 平成23年度財務会計システム等の集計結果

1 局区等別契約区分

(単位：件、円、%)

局区等名	競争入札		随意契約		合計		随意契約の割合	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
環境政策局	209	1,131,580,869	6,152	2,588,357,453	6,361	3,719,938,322	96.7	69.6
行財政局	80	507,220,455	4,261	428,193,766	4,341	935,414,221	98.2	45.8
総合企画局	35	747,913,534	1,103	285,198,803	1,138	1,033,112,337	96.9	27.6
文化市民局	68	618,544,525	3,106	413,218,008	3,174	1,031,762,533	97.9	40.0
産業観光局	80	687,222,795	3,886	459,562,524	3,966	1,146,785,319	98.0	40.1
保健福祉局	202	631,050,216	11,164	3,010,103,898	11,366	3,641,154,114	98.2	82.7
都市計画局	28	73,739,904	1,471	61,878,837	1,499	135,618,741	98.1	45.6
建設局	66	363,809,132	5,960	528,534,061	6,026	892,343,193	98.9	59.2
会計室	0	0	128	3,500,287	128	3,500,287	100.0	100.0
北区役所	0	0	738	33,774,153	738	33,774,153	100.0	100.0
上京区役所	0	0	765	37,269,968	765	37,269,968	100.0	100.0
左京区役所	0	0	1,273	66,294,924	1,273	66,294,924	100.0	100.0
中京区役所	0	0	766	28,547,018	766	28,547,018	100.0	100.0
東山区役所	0	0	698	41,525,079	698	41,525,079	100.0	100.0
山科区役所	0	0	998	44,998,050	998	44,998,050	100.0	100.0
下京区役所	0	0	639	23,075,271	639	23,075,271	100.0	100.0
南区役所	0	0	937	47,765,489	937	47,765,489	100.0	100.0
右京区役所	0	0	1,259	43,757,330	1,259	43,757,330	100.0	100.0
西京区役所	0	0	855	31,364,139	855	31,364,139	100.0	100.0
洛西支所	0	0	393	14,842,784	393	14,842,784	100.0	100.0
伏見区役所	0	0	1,383	59,853,672	1,383	59,853,672	100.0	100.0
深草支所	0	0	345	15,361,413	345	15,361,413	100.0	100.0
醍醐支所	0	0	380	7,595,244	380	7,595,244	100.0	100.0
消防局	210	1,068,745,113	3,254	887,174,962	3,464	1,955,920,075	93.9	45.4
交通局	251	2,079,131,322	271	2,807,607,370	522	4,886,738,692	51.9	57.5
上下水道局	925	6,149,824,906	2,679	1,246,126,759	3,604	7,395,951,665	74.3	16.8
市会事務局	6	6,105,750	364	47,363,670	370	53,469,420	98.4	88.6
教育委員会事務局	310	2,368,574,818	6,459	1,461,382,709	6,769	3,829,957,527	95.4	38.2
選挙管理委員会事務局	11	23,345,311	181	64,426,346	192	87,771,657	94.3	73.4
人事委員会事務局	0	0	165	13,851,523	165	13,851,523	100.0	100.0
監査事務局	0	0	67	2,460,593	67	2,460,593	100.0	100.0
合計	2,481	16,456,808,650	62,100	14,804,966,103	64,581	31,261,774,753	96.2	47.4
1件当たり平均金額	-	6,633,135	-	238,405	-	484,071	-	-

注1 本市財務会計システム内「契約管理システム」並びに交通局及び上下水道局においてそれぞれ利用するシステム登録内容の集計。これらのシステムを利用せずに行う契約も存在するため、全ての契約の状況を表したものではない。以下同じ。

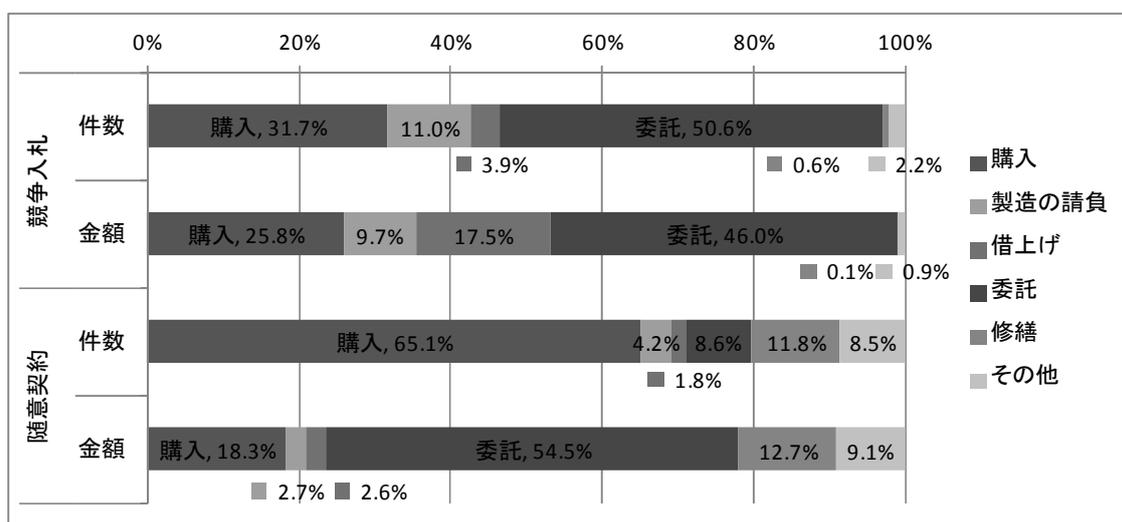
2 「競争入札」は、行財政局財政部契約課依頼分並びに交通局及び上下水道局実施分。各区等で競争入札を実施したものはシステム上「随意契約」に算入。以下同じ。

3 上下水道局における基本単価契約（80件）については、件数のみ算入。以下同じ。

2 調達区分

(単位：件，円)

	競争入札			随意契約		
	件数	金額	1件当たり 平均金額	件数	金額	1件当たり 平均金額
購入	787	4,250,250,388	5,400,572	40,397	2,704,323,513	66,944
製造の請負	272	1,592,290,737	5,854,010	2,583	405,352,630	156,931
借上げ	96	2,888,126,971	30,084,656	1,119	378,084,254	337,877
委託	1,256	7,570,389,939	6,027,381	5,342	8,075,872,996	1,511,770
修繕	16	11,567,135	722,946	7,358	1,887,346,867	256,503
その他	54	144,183,480	2,670,064	5,301	1,353,985,843	255,421
合計	2,481	16,456,808,650	6,633,135	62,100	14,804,966,103	238,405

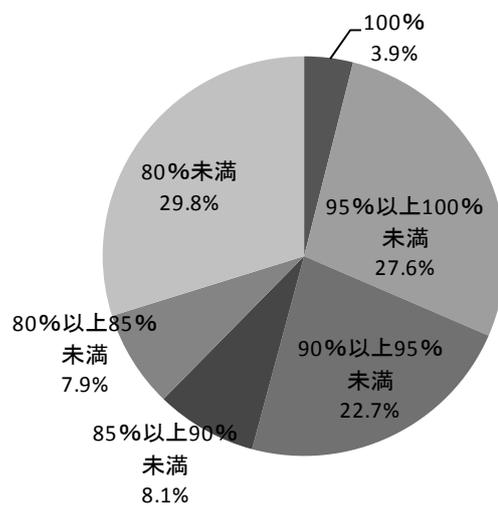


3 競争入札の落札率

(単位：件)

落札率	件数
100%	85
95%以上100%未満	596
90%以上95%未満	490
85%以上90%未満	176
80%以上85%未満	170
80%未満	645
合計	2,162

注 上下水道局における基本単価契約及び交通局を除く。

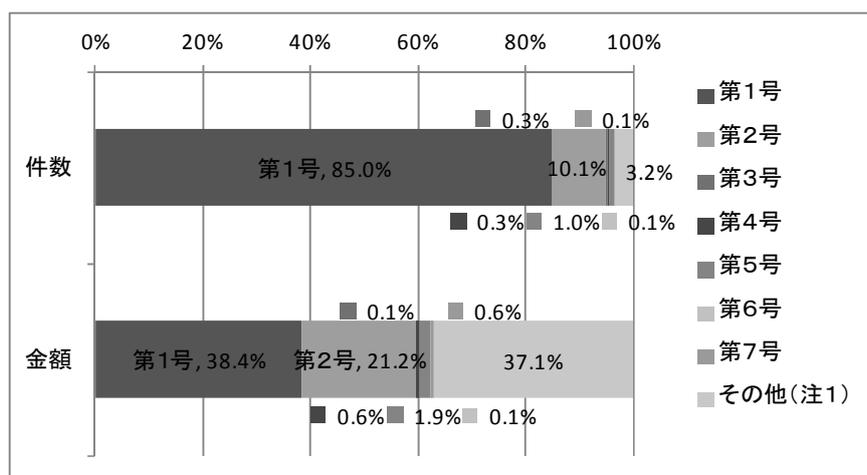


4 随意契約の根拠法令

(単位：件，円)

根拠法令	件数	金額
第1号	50,615	4,151,764,518
第2号	6,001	2,289,652,316
第3号	159	13,377,736
第4号	150	61,745,802
第5号	604	200,761,232
第6号	43	15,438,839
第7号	73	60,168,095
その他(注1)	1,932	4,005,588,515
合計	59,577	10,798,497,053

- 注1 単価契約済みの物品等の調達契約等
 2 交通局及び上下水道局のシステム登録分（交通局の全件及び上下水道局の一部）を除く。
 3 複数の号数等が登録されているものは，1番目に記載のある号数で集計している。

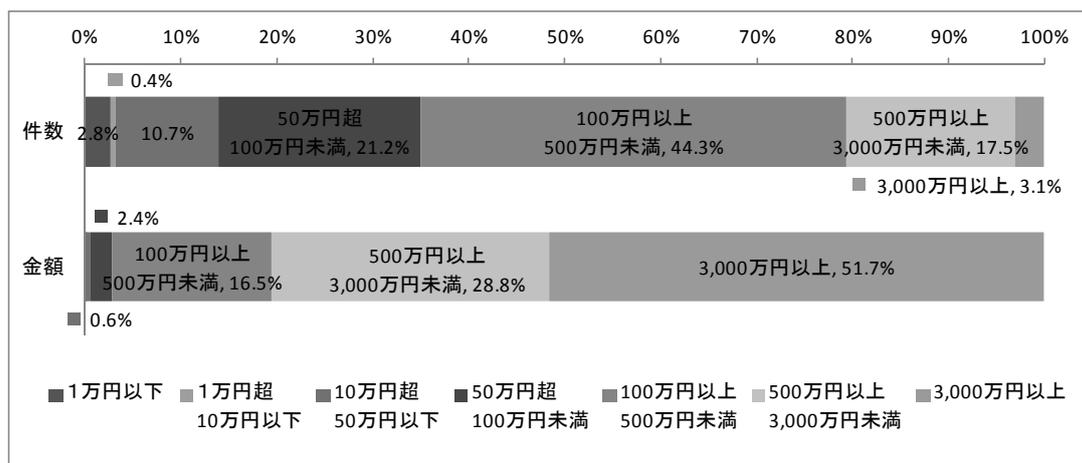


5 契約金額

(1) 競争入札

(単位：件，円)

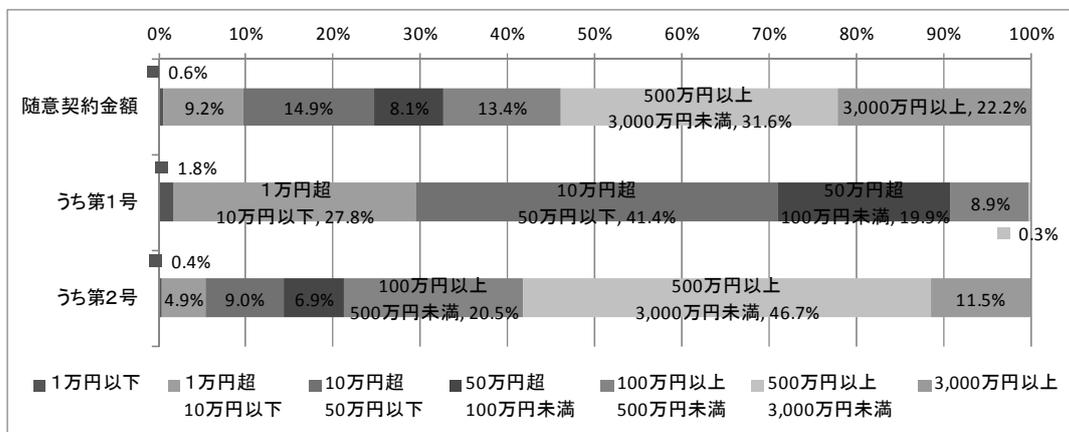
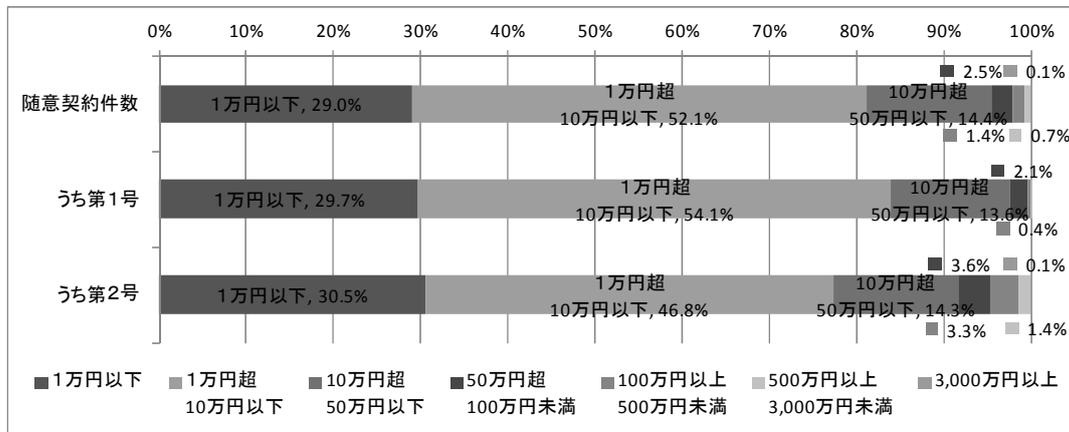
契約金額	競争入札	
	件数	金額
1万円以下	69	3,339
1万円超 10万円以下	11	614,435
10万円超 50万円以下	265	94,696,839
50万円超 100万円未満	525	391,668,300
100万円以上 500万円未満	1,100	2,721,143,024
500万円以上 3,000万円未満	434	4,747,226,343
3,000万円以上	77	8,501,456,370
合計	2,481	16,456,808,650



(2) 随意契約

(単位：件，円)

契約金額	随意契約		うち第1号		うち第2号	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1万円以下	17,990	86,610,237	15,047	72,820,547	1,828	8,713,739
1万円超 10万円以下	32,328	1,356,050,121	27,393	1,153,466,057	2,810	112,519,525
10万円超 50万円以下	8,913	2,202,221,265	6,893	1,718,772,464	860	206,413,386
50万円超 100万円未満	1,571	1,195,728,738	1,067	826,438,038	215	158,990,514
100万円以上 500万円未満	841	1,988,692,439	213	367,916,835	198	469,775,702
500万円以上 3,000万円未満	406	4,685,272,623	2	12,350,577	85	1,069,023,489
3,000万円以上	51	3,290,390,680	0	0	5	264,215,961
合計	62,100	14,804,966,103	50,615	4,151,764,518	6,001	2,289,652,316



(監査事務局)